

郡上市

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

【案】

令和3年度～令和5年度

みんなで創り、みんなで育む、

安心して暮らし続けられるまち 郡上



令和3年 月
郡 上 市



第1章 計画の概要	P 1
1 計画策定の背景	
2 計画の位置づけ	
第2章 障がい者を取りまく状況	P 6
1 人口の推移	
2 障がい者（児）の状況	
3 特定疾患（難病）認定者数の状況	
4 発達障害等の状況	
第3章 アンケートの調査結果の概要	P 15
1 障がい者等アンケート調査結果からみた現状	
2 支援が必要な児童に関するアンケート調査結果からみた現状	
3 障害福祉サービス事業所アンケート調査結果からみた現状	
第4章 障がい者等支援施策の展開	P 43
1 基本理念	
2 基本目標	
3 支援施策	
第5章 障害福祉サービス等の成果目標と見込量	P 58
1 障害福祉サービスに関する成果目標	
2 障害福祉サービスの概要と利用状況、見込量の確保方策	
3 児童福祉法による障がい児支援の概要と利用状況、見込量の確保方策	
4 地域生活支援事業の概要と利用状況、見込量	
第6章 計画の推進に向けて	P 79
1 達成状況の点検及び評価（PDCAサイクル）	
2 関係機関及び事業所などとの連携	
3 計画の達成状況の進行管理	

※本計画における「障害」と「障がい」の表記について

- ・法令等に明記された用語や物を指す等については「障害」と表記しました。
（例：障害者基本法、身体障害者手帳）
- ・人を表す場合は「障がい」と表記しました。
（例：障がいのある人、障がい者等）

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念の通り、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」理念に基づき施策を進めてきました。

本市では、上位計画である「郡上市総合計画」、「郡上市健康福祉推進計画」との整合性を図りつつ、第1期郡上市障害福祉計画（平成19年度から平成20年度）、第2期郡上市障害福祉計画（平成21年度から平成23年度）第3期郡上市障害福祉計画（平成24年度から平成26年度）、第4期郡上市障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）、障がいの種別、程度を問わず障がいのある方が住み慣れた地域で安心してらせるよう、必要なサービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ってきました。

第5期郡上市障害福祉計画、第1期障害児福祉計画（平成30年度から平成2年度）では、地域共生社会の実現を目指し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、地域住民が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指してきました。

障がい児支援においては、途切れのない支援体制を推進し、児童のライフステージに渡って必要な支援が引き継がれるよう、関係機関との連携強化に努めてきました。また、医療的なケアを必要とする児童の支援についても関係機関が協議を進めてきました。

国においては、平成28年4月に、障がい者に対する差別的な取扱い禁止などが盛り込まれた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたほか、県においても、障がいの有無にとらわれず社会で共に暮らしていく共生社会の実現に向け、「岐阜県障害のある人もない人も共に生き

る清流の国づくり条例」が施行されました。この条例には、県、市町村、障がい者関係団体が連携して、共生社会実現施策に取り組むことが規定されています。

さらには、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正による法定雇用率の拡大等、障がい者の一般就労の拡大に向けた取り組みが推進されているほか、障がい者スポーツや、障がい者の芸術文化への取り組みも強化が進んでいます。

平成28年6月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」および「児童福祉法」が改正されました。この改正により、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、平成30年4月から「自立生活援助」や「就労定着支援」などのサービスなどが新しく設けられました。加えて、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため「障害児福祉計画」を策定し、障がい児の健やかな育成のための発達支援の取り組みについて盛り込むことになりました。

本市では、このような障がい者施策の目まぐるしい変化に対応しながら市の実情を踏まえ、障がい者への福祉サービスのさらなる向上を図り、「みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち、郡上」を目指して、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」として改定するものです。

2 計画の位置づけ

◆ 計画の目的

障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。

本計画は、障害者基本法88条に基づく「市町村障害者計画」として「第6期郡上市障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づき「第2期障がい児福祉計画」を定めることとします。

この計画は、郡上市における障がい者施策の基本的な考え方や障害福祉サービス及び地域生活支援事業、障害児通所サービス等の見込量について明らかにし、障がい者施策の総合的な推進をめざすものです。

◆ 計画の位置づけ及び期間

この計画は、国の指針等に則して「郡上市総合計画」の障がい者福祉に関する具体的な部門計画として位置づけ、「郡上市健康福祉推進計画」、「郡上市地域福祉計画」及び「子ども子育て支援事業計画」との整合・調整を図りながら策定しています。

市町村障害福祉計画は、3年ごとの計画策定が国の基本指針により定められており、本計画の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

計画の関係

「郡上市総合計画」平成28年度から令和7年度



「郡上市健康福祉推進計画」平成28年度から令和7年度



「郡上市地域福祉計画」平成29年度から令和3年度



「郡上市障がい福祉計画」 「郡上市障がい児福祉計画」					
第1期 障害福祉計画	第2期 障害福祉計画	第3期 障害福祉計画	第4期 障害福祉計画	第5期 障害福祉計画 第1期 障害児福祉計画	第6期 障がい福祉計画 第2期 障がい児福祉計画
平成19年度 から 平成20年度	平成21年度か ら 平成23年度	平成24年度 から 平成26年度	平成27年度 から 平成29年度	平成30年度 から 令和2年度	令和3年度 から 令和5年度
障がい者施策の理念や基本方針を定め、平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及びサービスの見込量を設定	障がい者施策の理念や基本方針は踏襲し、第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を策定	障がい者施策の理念や基本方針は踏襲し、つなぎ法である障害者自立支援法の改正、児童福祉法の改正を踏まえ、第3期障害福祉計画を策定	障がい者施策の理念や基本方針は踏襲し、障害者総合支援法の施行等を踏まえ、第4期障害福祉計画を策定	障がい者施策の理念や基本方針は踏襲し、障害者総合支援法の3年後の見直し等を踏まえ、令和2年度を目標として、第5期障害福祉計画を策定 また、児童福祉法の改正により新たに第1期障害児福祉計画を策定	障がい者施策の理念や基本方針は踏襲し、障害者総合支援法の3年後の見直し等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画を策定

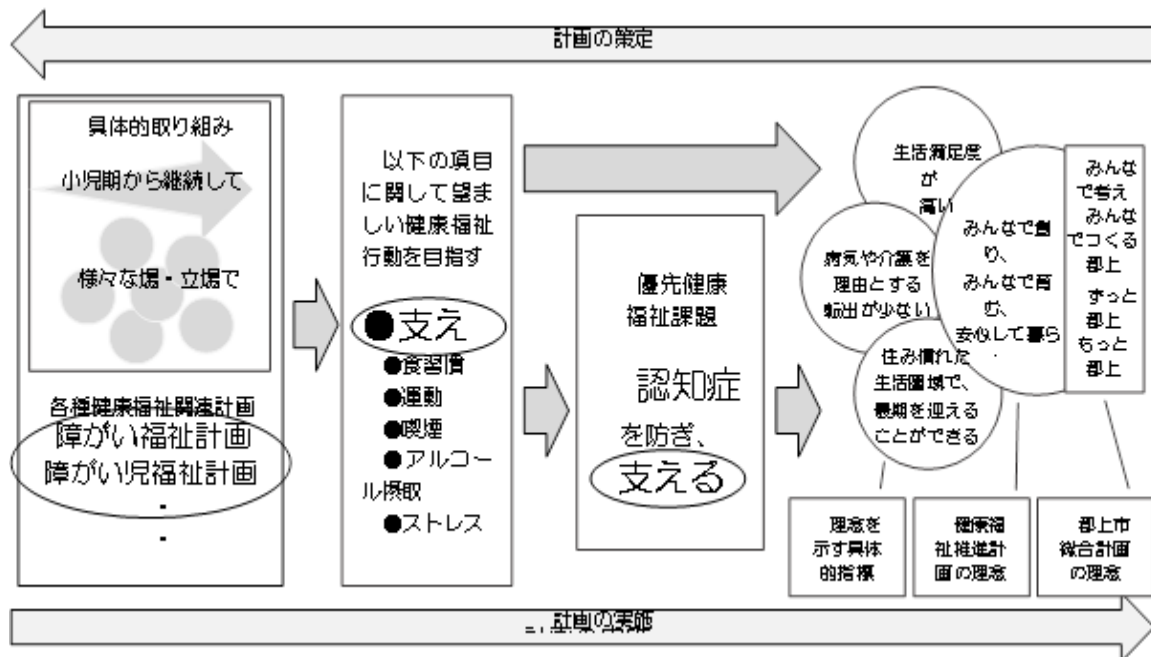


「子ども子育て支援事業計画」令和2年度から令和6年度

健康福祉推進計画について

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の上位計画である、第2次健康福祉推進計画では、「暮らし続けられるまち」つまり「持続可能なコミュニティ」である条件を健康福祉的側面からみたより具体的な指標として、①生活満足度が高いこと、②病気や介護を理由に転出する人が少ないこと、③住み慣れた生活圏域で最期を迎えることができることと定めています。そして取り組むべき優先健康福祉課題を「認知症」とし、「認知症を防ぎ支えること」を目標とし、認知症を予防する面では、認知症の危険因子・予防因子の周知に関する取り組みや、小児期から将来にわたって望ましい生活習慣となるよう支援する取り組みを、支える面では、認知症になった人を、家族のみならず地域で支える取り組みや、そうした支える知識・態度・技術を小児期から形成できるよう支援する取り組みを実施していくこととしています。

障がいのある人も、この計画で立案された支援施策に取り組むことで、健康福祉行動のうち特に「支え」が望ましい方向に向かい、結果として障がいがあっても生活満足度が高く、障がいやそれを支える家族の負担を理由に転出することが少なく、住み慣れた生活圏域で生活が継続でき最期を迎えることができるようになることを目指していくこととなります。



第2章 障がい者を取りまく状況

1 人口の推移

郡上市の人口は年々減少傾向にあり、令和2年3月末現在で40,882人となっています。18歳未満人口は、平成22年度末現在が7,272人で令和元年度末は、5,814人と10年間で1,458人減少しています。

また、65歳以上高齢者の人口は、平成22年度末現在が14,138人で令和元年度末現在は14,806人と増加しています。しかし、人口全体としては10年間で5,628人減少し、少子高齢化が進んでいます。

◆人口の推移

(単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口	46,510人	45,920人	45,407人	44,732人	44,158人	43,538人	42,887人	42,300人	41,592人	40,882人
18歳未満	7,272人	7,122人	6,974人	6,778人	6,593人	6,442人	6,483人	6,557人	6,410人	5,814人
18~64歳	25,100人	24,804人	24,254人	23,498人	22,959人	22,343人	21,581人	20,897人	20,308人	20,262人
65歳以上	14,138人	13,994人	14,179人	14,456人	14,606人	14,753人	14,823人	14,846人	14,874人	14,806人

住民基本台帳各年度末現在(外国人登録を含む)

2 障がい者（児）の状況

（１）障がい者（児）の手帳所持者数の推移

郡上市の障がい者（児）数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む）は、令和元年度末現在で2,789人、人口に対する割合は6.8%となっています。

障がい別にみると、身体障がい者の人数は平成20年度以降減少傾向にあります。しかし、知的障がい者及び精神障がい者の人数は微増傾向となっています。

◆障がい者数の推移

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口		47,615人	47,082人	46,510人	45,920人	45,407人	44,732人	44,158人	43,538人	42,887人	42,300人	41,592人	40,882人
身体障害者 手帳所持者	人数	2,728人	2,722人	2,701人	2,695人	2,683人	2,536人	2,423人	2,342人	2,205人	2,141人	2,090人	1,979人
	割合	5.7%	5.8%	5.8%	5.9%	5.9%	5.7%	5.5%	5.4%	5.1%	5.1%	5.0%	4.8%
療育 手帳所持者	人数	297人	317人	338人	350人	348人	358人	361人	374人	382人	392人	391人	393人
	割合	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%
精神保健福祉 手帳所持者	人数	275人	307人	334人	336人	356人	366人	372人	377人	382人	388人	398人	417人
	割合	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%

(2) 身体障害者手帳所持者の年齢構成別の推移

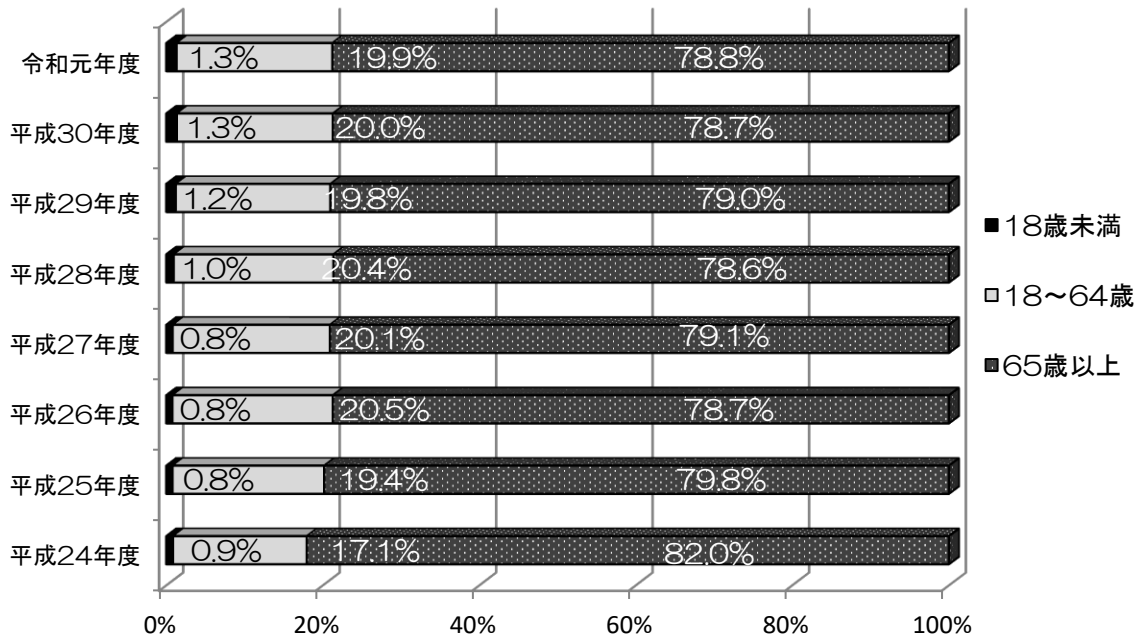
令和元年度末現在の身体障がい者（児）数（身体障害者手帳所持者）は1,979人、そのうち18歳未満は26人で身体障害者手帳所持者全体の1.3%なのに対して、65歳以上の高齢者が1,559人で78.8%を占めています。

◆身体障害者手帳所持者の年齢構成比の推移（単位：人）

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	26人	23人	23人	20人	19人	19人	21人	26人	28人	26人
	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	1.0%	1.2%	1.3%	1.3%
18~64歳	560人	434人	459人	492人	497人	471人	450人	423人	417人	394人
	20.7%	16.1%	17.1%	19.4%	20.5%	20.1%	20.4%	19.8%	20.0%	19.9%
65歳以上	2,115人	2,238人	2,201人	2,024人	1,907人	1,852人	1,734人	1,692人	1,645人	1,559人
	78.3%	83.0%	82.0%	79.8%	78.7%	79.1%	78.6%	79.0%	78.7%	78.8%
計	2,701人	2,695人	2,683人	2,536人	2,423人	2,342人	2,205人	2,141人	2,090人	1,979人

資料：身体障害者更生相談所

各年度末現在



(3) 身体障害者手帳所持者の等級別の推移

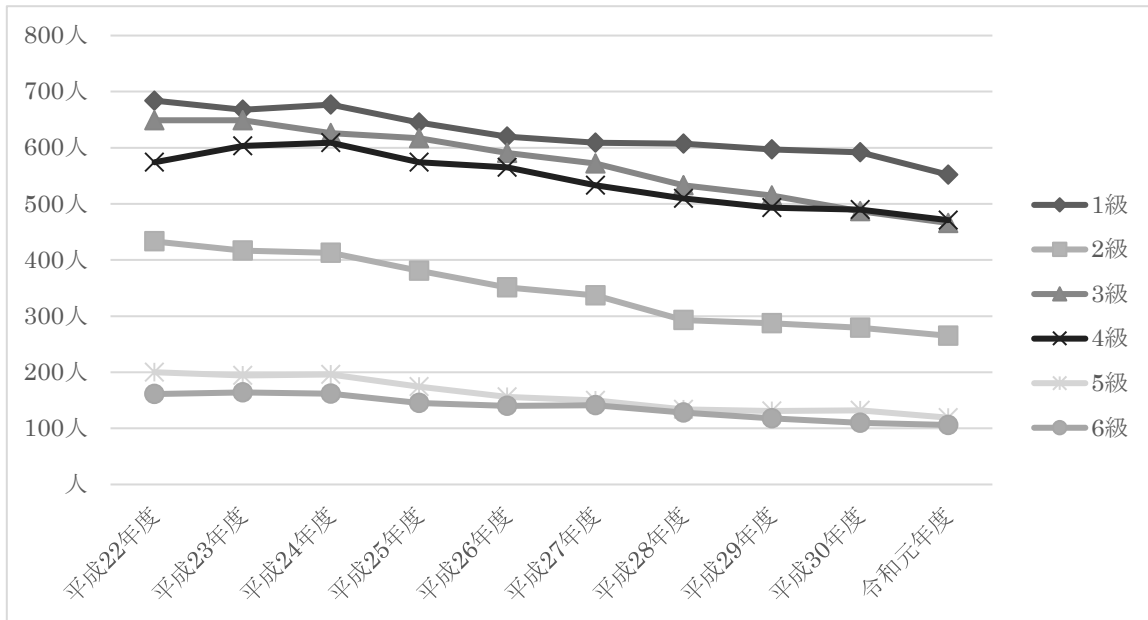
身体障害者手帳所持者の等級別数の割合は、1級から3級までの割合が手帳所持者の64.8%となっており、障がいの重度化傾向が続いています。

また、令和元年度末の障がい部位別では、肢体不自由が全体の59.0%、続いて内部障害が28.3%となっています

◆身体障害者手帳所持者の等級別の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	684人	668人	677人	645人	620人	609人	607人	597人	592人	552人
2級	433人	417人	413人	381人	351人	337人	293人	287人	279人	265人
3級	649人	649人	626人	617人	591人	572人	533人	515人	487人	466人
4級	574人	603人	609人	574人	565人	533人	510人	493人	490人	471人
5級	200人	194人	196人	174人	156人	150人	134人	131人	132人	119人
6級	161人	164人	162人	145人	140人	141人	128人	118人	110人	106人
計	2,701人	2,695人	2,683人	2,536人	2,423人	2,342人	2,205人	2,141人	2,090人	1,979人

各年度末現在



◆障害の部位別身体障害者手帳所持者数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	157人	150人	150人	137人	130人	126人	112人	109人	111人	105人
聴覚・平衡機能障害	179人	180人	176人	165人	163人	156人	139人	136人	133人	129人
音声・言語・そ しゃく機能障害	15人	14人	15人	16人	20人	19人	19人	19人	18人	17人
肢体不自由	1,700人	1,702人	1,702人	1,604人	1,535人	1,474人	1,364人	1,313人	1,244人	1,167人
内部障害	650人	649人	640人	614人	575人	567人	571人	564人	584人	561人
計	2,701人	2,695人	2,683人	2,536人	2,423人	2,342人	2,205人	2,141人	2,090人	1,979人

各年度末現在

(4) 療育手帳所持者の推移

令和元年度末の知的障がい者（児）数（療育手帳所持者）は393人、そのうち18歳未満は95人で療育手帳所持者全体の24.2%なのに対して、18歳～64歳は260人で66.2%、65歳以上は38人で9.7%となっています。

療育手帳の交付者の傾向として、過去から遡ってみると、A判定からB1判定の認定者は横ばいに対して、B2判定の認定者が増えています。

◆療育手帳所持者の年齢構成

◆年齢別療育手帳交付数の推移

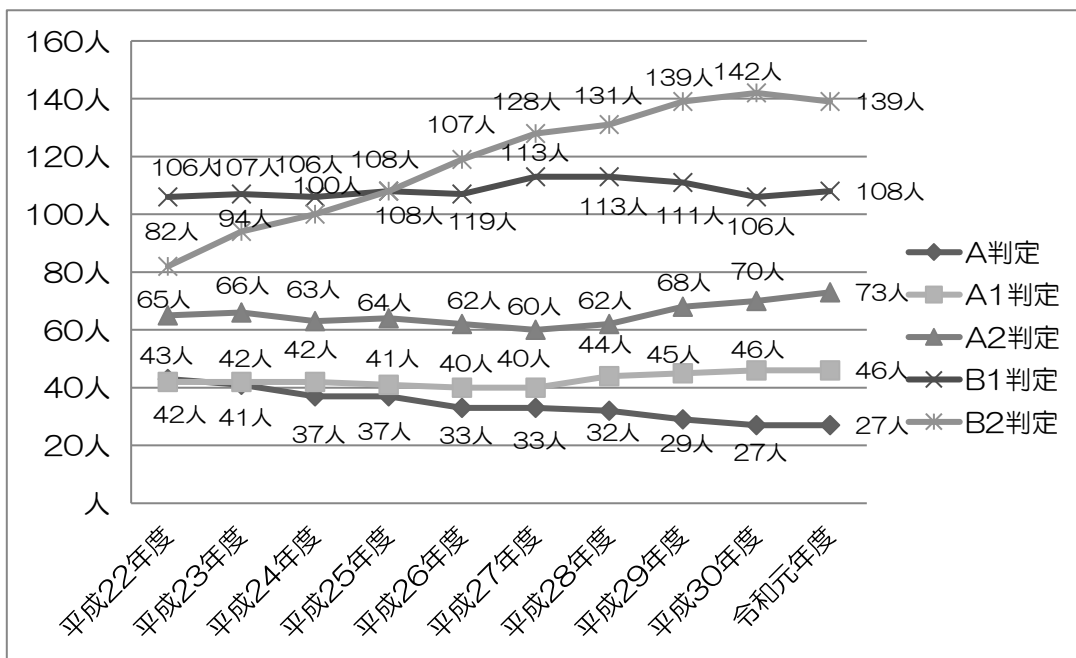
(単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	92人	91人	87人	84人	81人	84人	89人	100人	100人	95人
	27.2%	26.0%	25.0%	23.5%	22.4%	22.5%	23.3%	25.5%	25.6%	24.2%
18～64歳	205人	220人	223人	237人	244人	251人	254人	251人	253人	260人
	60.7%	62.9%	64.1%	66.2%	67.6%	67.1%	66.5%	64.0%	64.7%	66.2%
65歳以上	41人	39人	38人	37人	36人	39人	39人	41人	38人	38人
	12.1%	11.1%	10.9%	10.3%	10.0%	10.4%	10.2%	10.5%	9.7%	9.7%
計	338人	350人	348人	358人	361人	374人	382人	392人	391人	393人

資料：知的障害者更生相談所

各年度末現在

◆療育手帳の判定別交付数の推移



(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の交付者数の推移

令和元年度の精神障がい者（児）数（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、417人で、平成22年度からの9年間で83人増加しています。

◆等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	127人	134人	133人	131人	142人	151人	148人	152人	154人	160人
2級	190人	196人	199人	213人	201人	204人	210人	212人	221人	224人
3級	17人	21人	19人	22人	26人	22人	24人	24人	23人	33人
計	334人	351人	351人	366人	369人	377人	382人	388人	398人	417人

資料：関係健所 各年度末

◆自立支援医療（精神通院）の患者数の推移

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
患者数	260人	258人	254人	264人	275人	285人	290人	296人

関係健所調べ 各年度末現在

◆自立支援医療（精神通院）の疾患別患者数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
症状性を含む器質性精神障害	アルツハイマー病の認知症									
	血管性認知症	5人	7人	10人	10人	11人	10人	11人	9人	10人
	その他の症状を含む器質性精神障害									
精神作用物質による精神及び行動の障害	アルコール使用による精神及び行動の障害									
	覚醒剤中毒	10人	7人	8人	10人	9人	8人	6人	9人	8人
	アルコール・覚醒剤を除く精神作用物質による精神及び行動の障害									
統合失調症	115人	123人	119人	110人	107人	112人	112人	120人	116人	114人
気分（感情）障害	64人	67人	68人	71人	76人	79人	82人	82人	83人	87人
神経性障害・ストレス関連障害及び身体表現性障害	9人	11人	15人	19人	16人	15人	17人	18人	18人	18人
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群		1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	2人	2人
成人の人格及び行動の障害	4人	4人	3人	3人	2人	3人	3人	2人	1人	2人
精神遅滞	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	3人	3人	4人
心理的発達の障害	4人	5人	7人	6人	6人	6人	9人	10人	12人	14人
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障	1人	1人	1人	1人	1人	1人	3人	5人	5人	5人
てんかん	21人	22人	24人	23人	23人	25人	27人	25人	32人	31人
その他・分類不明			2人	2人	2人	2人	2人	1人	人	人
計	235人	250人	260人	258人	256人	264人	275人	285人	290人	296人

関係健所調べ 各年度末現在

3 特定疾患（難病）認定者数の状況

「障害者総合支援法」施行により、障がい者の範囲が見直され難病を有する方が加わりました。対象となる指定難病は、令和2年4月現在361疾患となっています。令和元年度末の認定者数は227人となっています。

◆年齢別特定疾患（難病）認定者数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和元年度
認定者数	252人	269人	274人	284人	303人	291人	292人	293人	227人

関保健所調べ

4 発達障がい等の状況

(1) 発達障がい者（児）を取り巻く状況

発達障がいは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠如多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。同法の制定により、支援が必要な児童の早期発見、発達支援、学校教育における支援、就労の支援、発達障害者支援センターの設置が進み、発達障がい者の自立、社会参加など生活全般の支援が行われています。

しかし、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期の各ライフステージを通じた継続した支援のあり方にはまだ課題があるとの指摘があります。

適切な支援が行われない場合、発達障がい者（児）に社会生活の不適應、不登校、うつ病等の二次障がいが発現することもあり得るとされており、早期の発見及び発達支援の実施が重要になっています。

発達障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して日常生活や社会生活が営めるよう、乳幼児期からの各ライフステージを通じた切れ目のない支援の充実と発達障がいに対する市民の理解を図っていくことが重要です。

(2) 特別支援教育

「特別支援教育」とは、学習障害（LD）、注意欠如多動症（ADHD）等を含めて障がいのある児童の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学級は、障がい等により通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うために、小学校及び中学校の中に設置された少人数の学級です。また、通常の学級に在籍しながら、児童の個々の実態に応じて教育を行う通級学級もこれに含まれます。

特別支援学校とは、学校教育法で規定された心身障がい児等を対象とする学校です。視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対し、幼稚園・小学校・中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図ることを目的としています。

◆特別支援学級及び通級教室の開設等状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
学 級 数	小学校	25学級	25学級	21学級	22学級	22学級	22学級	23学級
	中学校	10学級	12学級	14学級	14学級	12学級	13学級	14学級
	計	35学級	37学級	35学級	36学級	34学級	35学級	37学級
在籍児童数	小学校	71人	71人	73人	88人	97人	102人	121人
	中学校	44人	46人	58人	56人	53人	55人	64人
	計	115人	117人	131人	144人	150人	157人	185人

郡上市教育委員

◆特別支援学校高等部の卒業生の推移

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
卒業生徒数	郡上 特別支援学校	13人	8人	8人	4人	5人	10人	4人
	上記以外 特別支援学校	2人	1人	-	-	-	1人	-
計		15人	9人	8人	4人	5人	11人	4人

郡上特別支援学校高等部

(3) 障がい児保育等

障がいのある児童の幼稚園や保育所での受け入れに対応するため、市では幼稚園等に幼稚園教諭・担任保育士を加配する事業を推進しています。

障がい児受け入れ保育園等への支援として、私立幼稚園・保育園・こども園の場合は加配保育士・幼稚園教諭の人件費補助を、公立幼稚園・保育園の場合は加配保育士・幼稚園教諭の配置を行っています。

また、共働き家庭など留守家庭の小学校1年生から6年生までの児童に対し家庭に代わる生活の拠点として、遊びを中心とした活動を行う放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施しています。

放課後児童クラブにおいては、障がいのある児童の受け入れに対応するため、障がいの種別や程度に適切に対応できる指導員の支援を行っています。

第3章 アンケートの調査結果の概要

1 障がい者等アンケート調査結果からみた現状

令和2年4月現在で、16歳～64歳の手帳所持者（身体1級～3級）（療育A～B2）（精神1級～2級）574人へアンケート用紙を送付し、330人から回答がありました。

障がい種別のアンケート結果については重複障がいの方（例として、身体障害者手帳と療育手帳の両方を所持している人）については、2人としてカウントしています。

（1）年齢と性別について

アンケート回答者の男女比は男性178人（53.9%）、女性142人（43.0%）でした。

選択項目	総計		男		女		未記入	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
20歳未満	8	2.4%	2	0.6%	5	1.5%	1	0.3%
20歳代	57	17.3%	37	11.2%	20	6.1%		0.0%
30歳代	41	12.4%	16	4.8%	24	7.3%	1	0.3%
40歳代	71	21.5%	36	10.9%	35	10.6%		0.0%
50歳代	97	29.4%	55	16.7%	41	12.4%	1	0.3%
60歳以上	50	15.2%	32	9.7%	17	5.2%	1	0.3%
未記入	6	1.8%		0.0%		0.0%	6	1.8%
合計	330	100.0%	178	53.9%	142	43.0%	10	3.0%

(2) 介護・介助する人の状況について

主な介助者は「同居の家族・親族」「施設や病院などの職員等」の順になっています。

また、主な介助者の年齢構成をみると、50代の割合が34.8%と最も高くなっています。しかし、介助者全体でみると70歳代以上の介護者も44件(27.8%) (前回26.7%) となり介助者の高齢化が進んでいます。

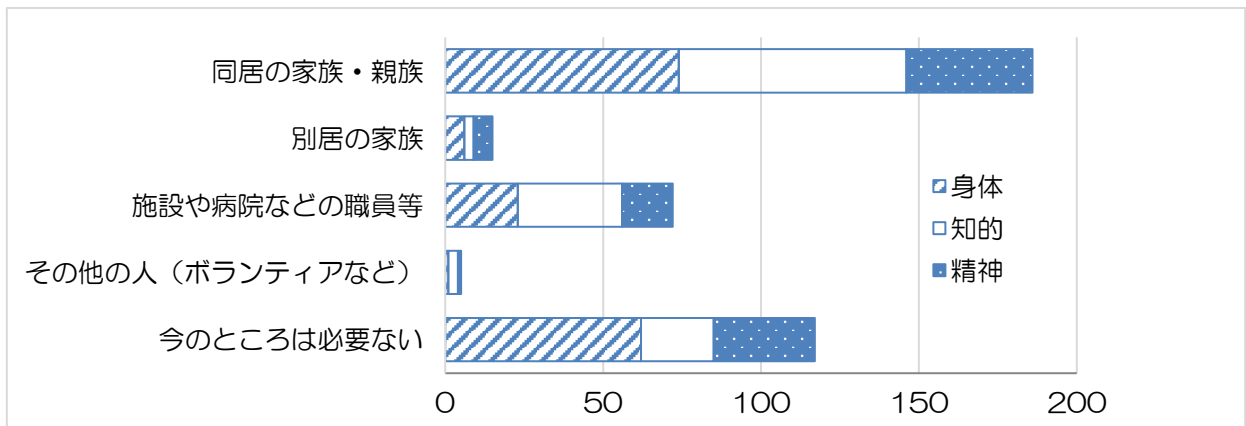
介助者が大変だと思うことでは、「介助者の心身が疲れる」が最も高く、次いで「必要なときに他の人に介助を頼めない」となっています。

【課題】

介護者が高齢化しており、介助負担が増加していると思われます。

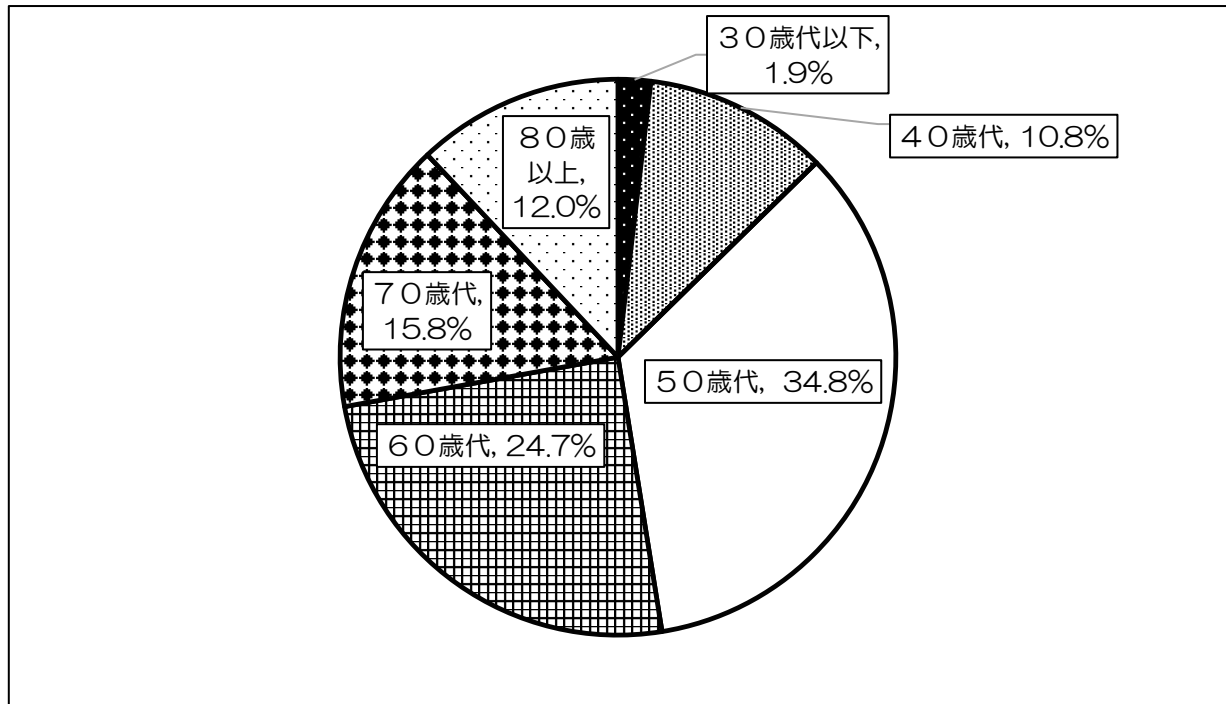
介護者の心身の疲れもあり、休養のため適切なサービスの利用が必要です。

◆主な介助者はどなたですか（複数回答）



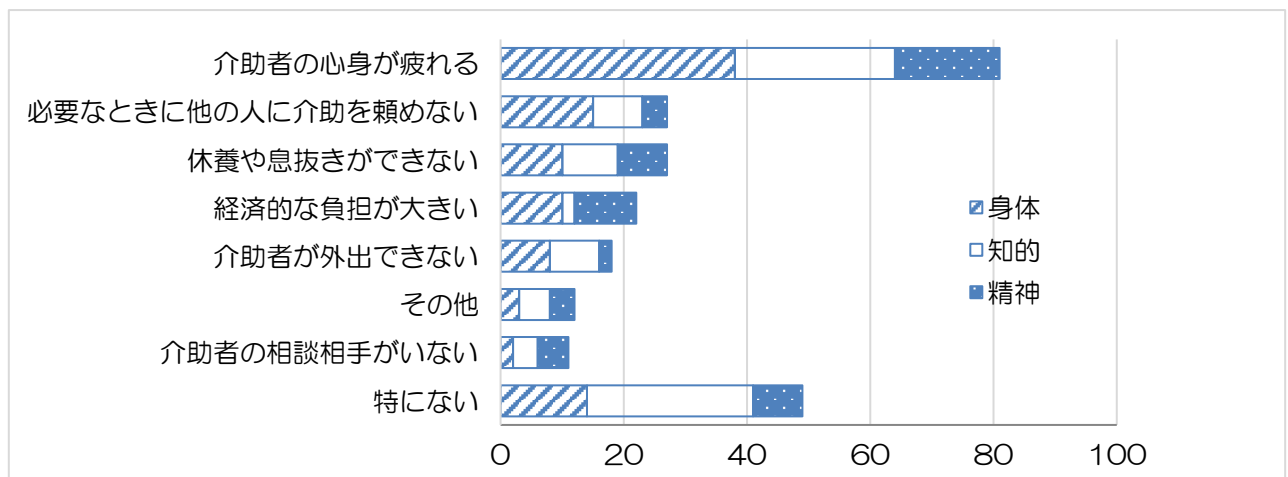
	同居の家族等	別居の家族	施設や病院などの職員等	その他の人	今のところはいらない
身体	74	6	23	1	62
知的	72	3	33	3	23
精神	40	6	16	1	32
計	186	15	72	5	117

◆主な介助者の年齢（年代順） n=158



平成29年	回答数	構成比	令和2年	回答数	構成比
30歳以下	6	3.7%	30歳以下	3	1.9%
40歳代	22	13.7%	40歳代	17	10.8%
50歳代	51	31.7%	50歳代	55	34.8%
60歳代	39	24.2%	60歳代	39	24.7%
70歳代	25	15.5%	70歳代	25	15.8%
80歳以上	18	11.2%	80歳以上	19	12.0%

◆介助者が大変だと思うこと（複数回答）

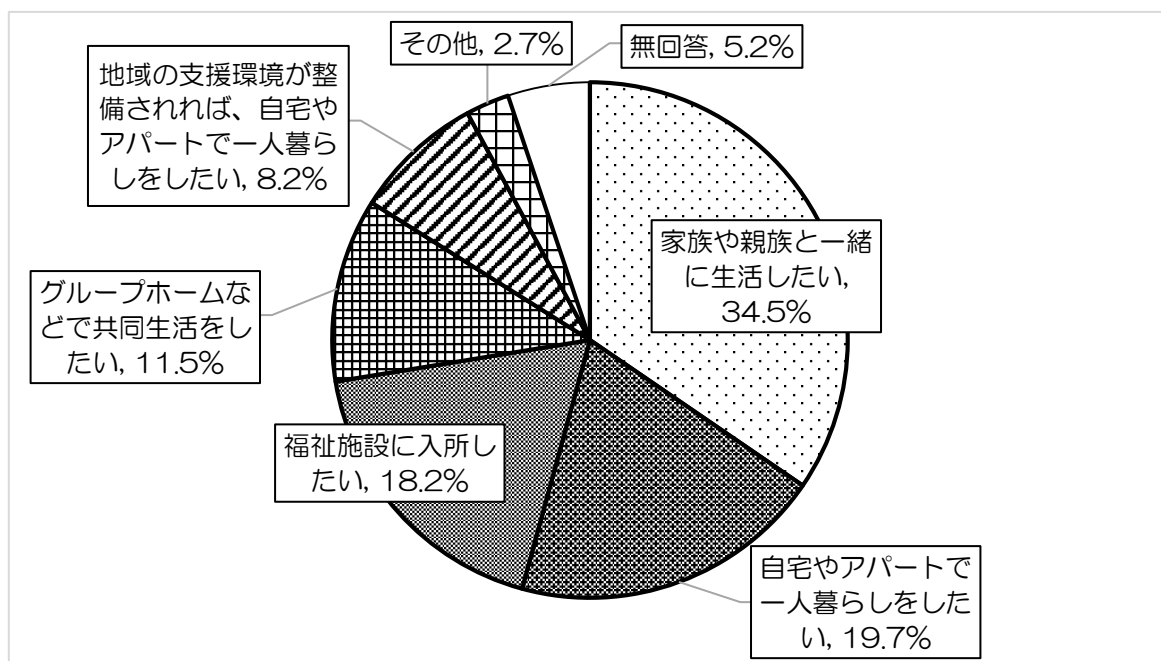


	介助者の心身が疲れる	必要ときに他の人に介助を頼めない	休養や息抜きができない	経済的な負担が大きい	介助者が外出できない	その他	介助者の相談相手がない	特にない
身体	38	15	10	10	8	3	2	14
知的	26	8	9	2	8	5	4	27
精神	17	4	8	10	2	4	5	8
計	81	27	27	22	18	12	11	49

(3) 将来の生活場所について

将来どのような場所で生活したいかの問では、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多く34.5%、次いで「自宅やアパートで一人暮らしをしたい」が19.7%、「福祉施設（障害・高齢）に入所したい」が18.2%となっています。地域での生活を望んでいる人が多くなっています。

◆将来どのような場所で生活したいですか n=330



(4) 地域で生活するための支援について（複数回答2つまで）

障がい者が地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますかとの問いに対して、最も多かった回答は、「外出時の交通手段の確保」次いで「経済的な負担の軽減」、「在宅で医療ケアやサービスなどが適切に得られること」、「地域住民の障がいへの理解」の順となっ

ています。上位回答は前回と同様ですが、それ以外では「地域住民の理解」についてが前回と比べ倍増しています。

外出の目的は、「買い物」「通勤、通学、通所」「医療機関の受診」が多くなっています。

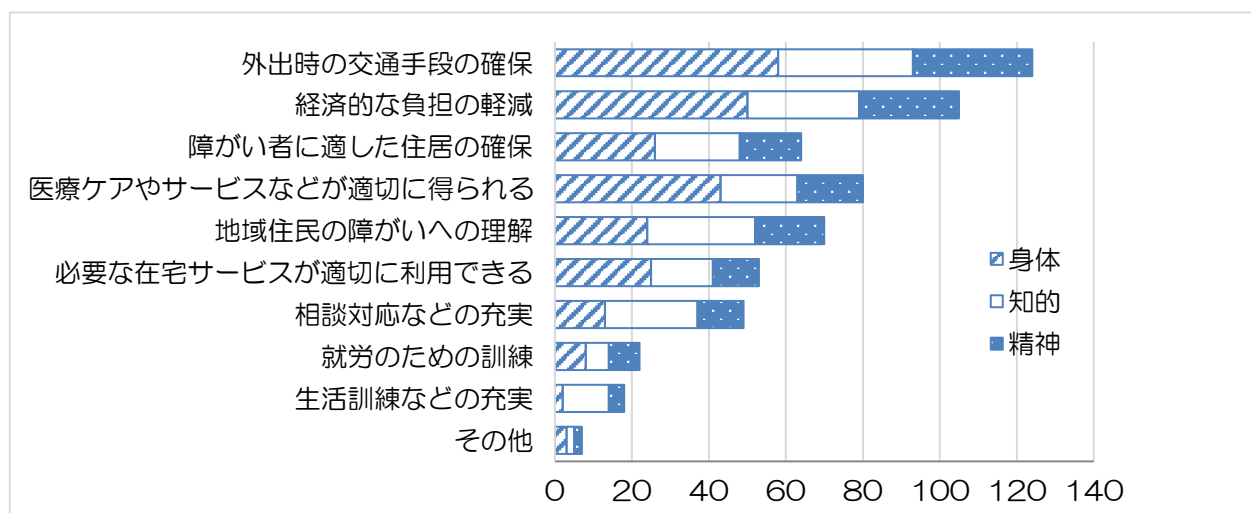
外出時に困ることは「公共交通機関が少ない（ない）」「困ったときにどうすれば良いのか心配」「発作などの突然の身体変化」の順になっています。

【課題】

公共交通機関が少ないため、現在ある移動サービスの有効活用が必要です。移動手段の確保、困ったときの支援が必要です。

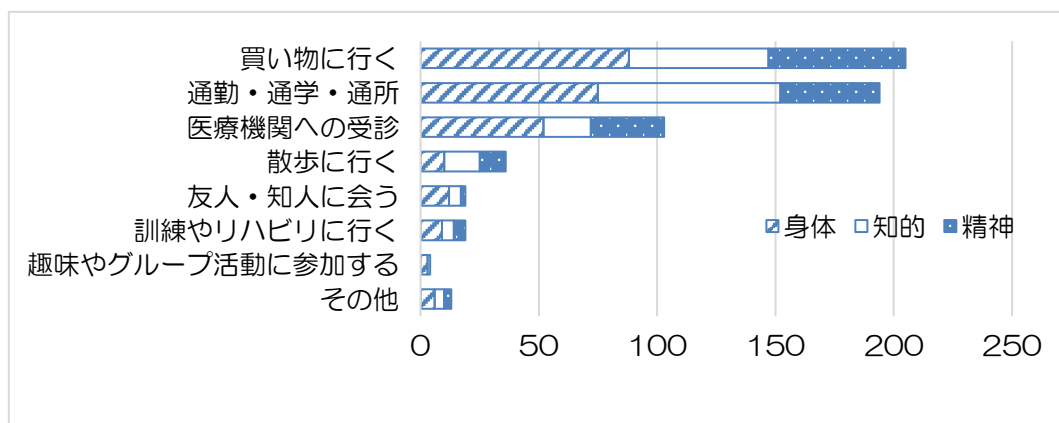
外出にお金がかかり、経済的負担が大きくなっているとの意見が有ります。

◆どのような支援があればよいと思いますか(複数回答)



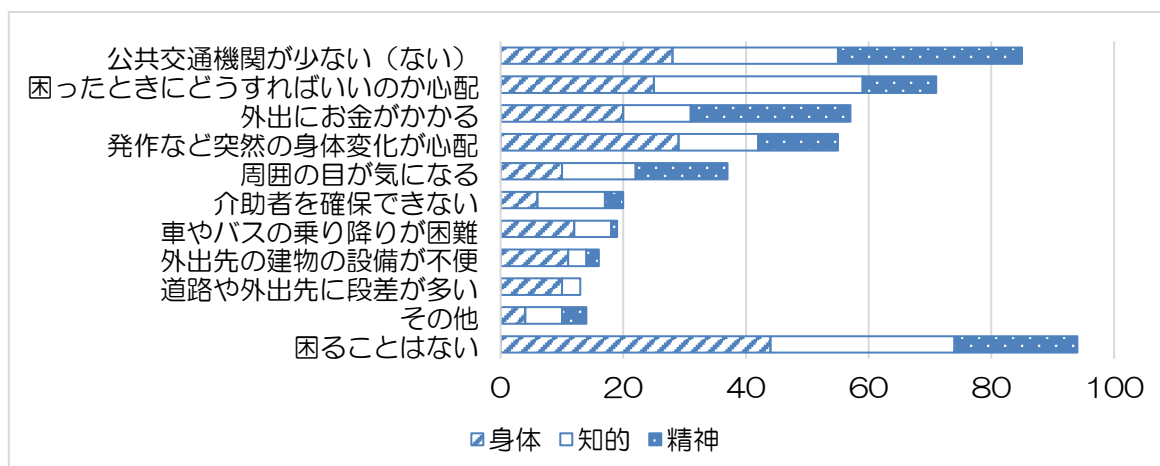
	外出時の交通手段の確保	経済的な負担の軽減	障がい者に適した住居の確保	医療ケアやサービスなどが得られる	地域住民の障がいへの理解	必要な在宅サービスが利用できる	相談対応などの充実	就労のための訓練	生活訓練などの充実	その他
身体	58	50	26	43	24	25	13	8	2	3
知的	35	29	22	20	28	16	24	6	12	2
精神	31	26	16	17	18	12	12	8	4	2
計	124	105	64	80	70	53	49	22	18	7

◆どのような目的で外出しますか（複数回答）



	買い物に行く	通勤・通学・通所	医療機関への受診	散歩に行く	友人・知人に会う	訓練やリハビリ	趣味やグループ活動	その他
身体	88	75	52	10	12	9	3	6
知的	59	77	20	15	5	5	1	4
精神	58	42	31	11	2	5	0	3
計	205	194	103	36	19	19	4	13

◆外出するときに困ることはなんですか？

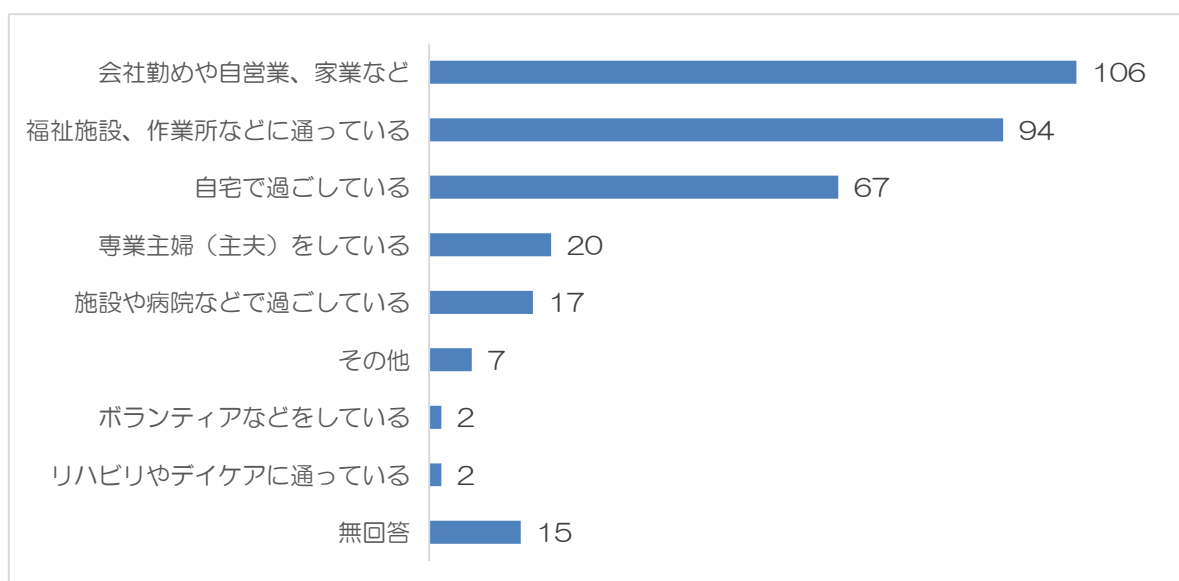


	公共交通機関が少ない(ない)	困ったときにどうすればいいのかわからない	外出にお金がかかる	発作など突然の身体変化が心配	周囲の目が気になる	介助者を確保できない	車やバスの乗り降りが困難	外出先の建物の設備が不便	道路や外出先に段差が多い	その他	困ることはない
身体	28	25	20	29	10	6	12	11	10	4	44
知的	27	34	11	13	12	11	6	3	3	6	30
精神	30	12	26	13	15	3	1	2	0	4	20
計	85	71	57	55	37	20	19	16	13	14	94

(5) 障がい者の就労状況等について

あなたは平日の日中を主にどのように過ごしていますかとの問いに対して、最も多かった回答は「会社勤めや自営業、家業などで収入を得ている」が32.1%。次いで「福祉施設、作業所などに通っている」が28.5%、「自宅で過ごしている」が20.3%の結果となりました。前回より「会社勤めや自営業、家業など」で就労している人の割合が増えています。

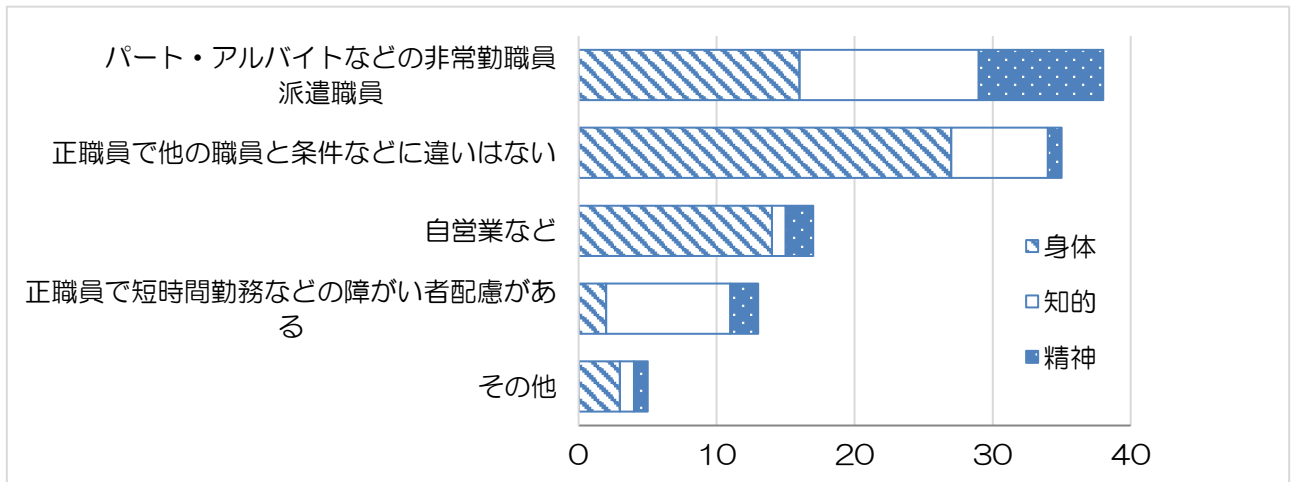
◆平日の日中をどのように過ごしていますか n=330



就労状況	平成29年		令和2年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
会社勤めや自営業、家業など	86	29.5%	106	32.1%
福祉施設、作業所などに通っている	82	28.1%	94	28.5%
自宅で過ごしている	60	20.5%	67	20.3%
専業主婦（主夫）をしている	29	9.9%	20	6.1%
入所している施設や入院先の病院などで過ごしている	18	6.2%	17	5.2%
その他	10	3.4%	7	2.1%
病院などのリハビリやデイケアに通っている	7	2.4%	2	0.6%
ボランティアなどをしている	0	0.0%	2	0.6%

※無回答を除いた回答数、割合

◆会社勤めの方の勤務形態について



	パート・アルバイトなど	正職員で他の職員と違いはない	自営業など	正職員で短時間勤務など配慮がある	その他
身体	16	27	14	2	3
知的	13	7	1	9	1
精神	9	1	2	2	1
合計	38	35	17	13	5

(6) 障がい者への就労支援について

障がい者の就労支援として必要だと思ふことはとの問いに対して、最も多かった回答は、「職場の障がい者理解や上司・同僚の理解がある」ことで、次いで、「通勤手段の確保」「障がい者雇用に関する情報提供」、「短時間勤務や勤務日数の配慮」となっています。平成29年と比べると通勤手段の確保の増（35件）が目立ちます。

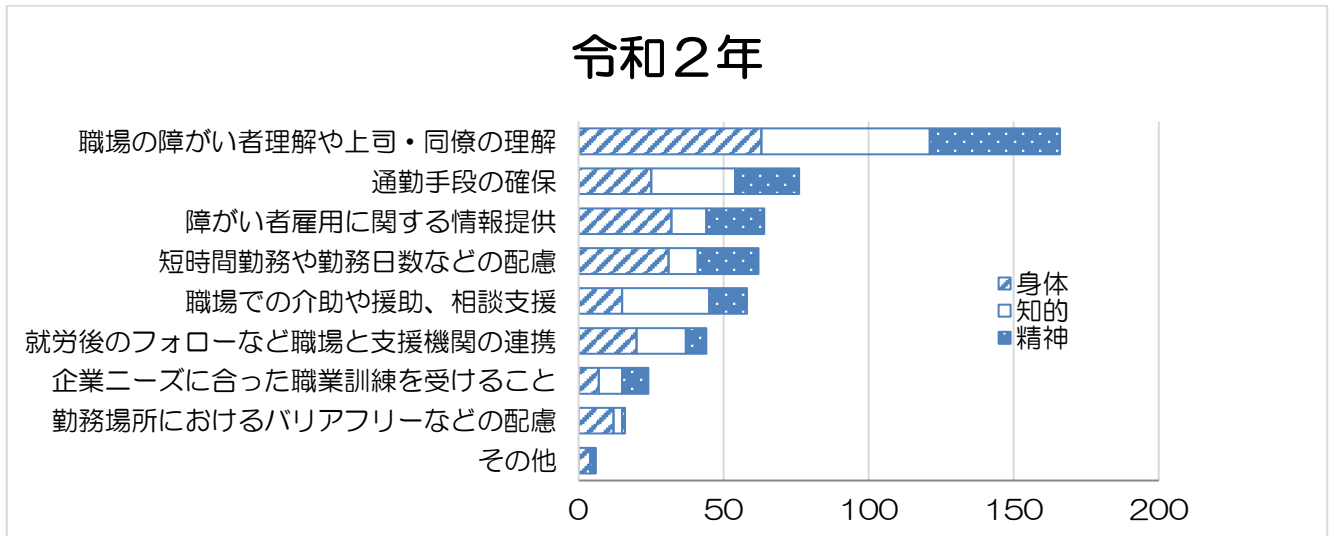
【課題】

職場の上司・同僚に障がいに対する理解を深めるため「合理的配慮」の普及啓発が必要です。

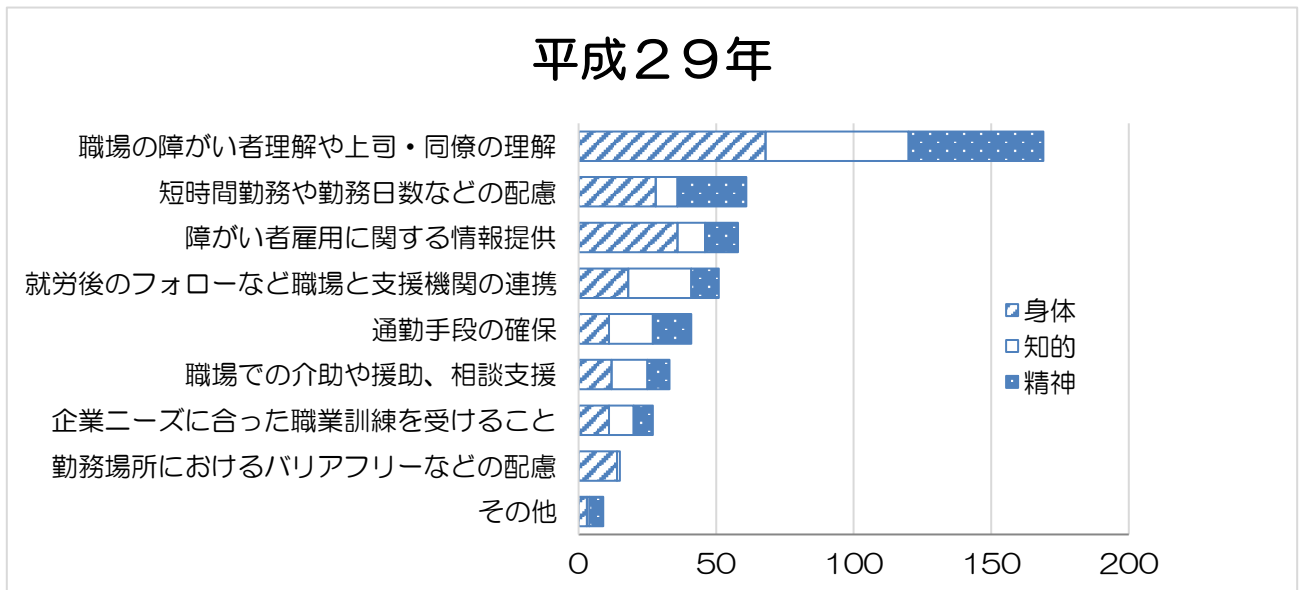
障がい者雇用に関する啓発活動や障がい者雇用の情報提供が必要です。

通勤手段の確保が必要です。

◆障がい者の就労支援として必要だと思うことは（複数回答）



	上司・同僚の理解	通勤手段の確保	障がい者雇用の情報提供	短時間勤務などの配慮	介助や援助、相談支援	就労後のフォローなど	企業に合った職業訓練	勤務場所におけるバリアフリーなど	その他
身体	63	25	32	31	15	20	7	12	4
知的	58	29	12	10	30	17	8	3	0
精神	45	22	20	21	13	7	9	1	2
合計	166	76	64	62	58	44	24	16	6



	上司・同僚の理解	短時間勤務などの配慮	障がい者雇用の情報提供	就労後のフォローなど	通勤手段の確保	介助や援助、相談支援	企業に合った職業訓練	勤務場所におけるバリアフリーなど	その他
身体	68	28	36	18	11	12	11	14	3
知的	52	8	10	23	16	13	9	1	1
精神	49	25	12	10	14	8	7	0	5
合計	169	61	58	51	41	33	27	15	9

(7) 障害福祉サービスの満足度について

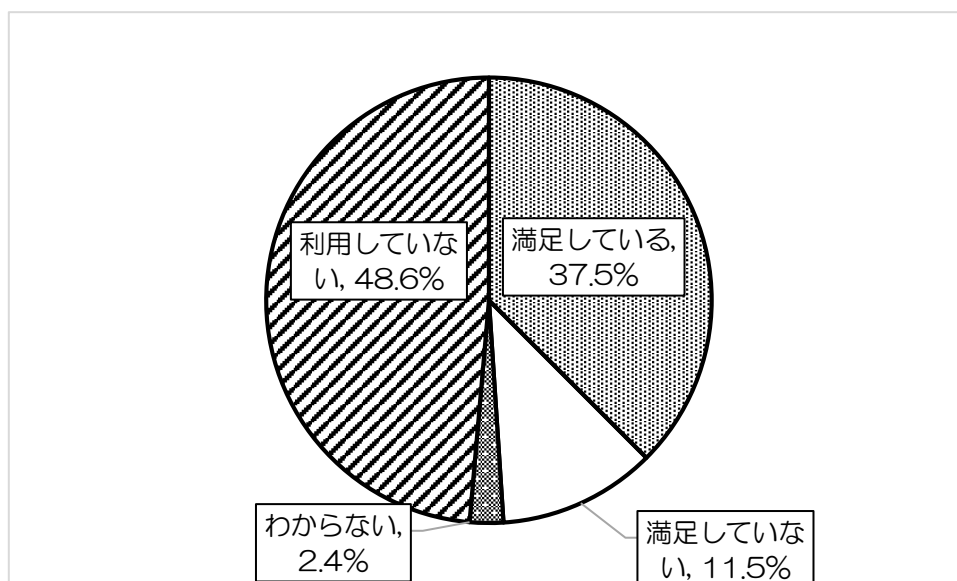
障害福祉サービスに満足していますかの問いに、37.5%が「満足している」と回答しています。ただし「満足していない」も11.5%あります。

障害福祉サービスに「満足していない」と回答した人の理由として前回は「給与、工賃が少ない」との回答が多くありましたが、今回は「サービスの支給量が少ない」「通える事業所が少ない」「サービスの種類が少ない」の順となっています。「その他」の理由として、就労継続支援B型の利用者からは、新型コロナウイルス感染症の関係もあり「気楽に話ができない」との意見がありました。

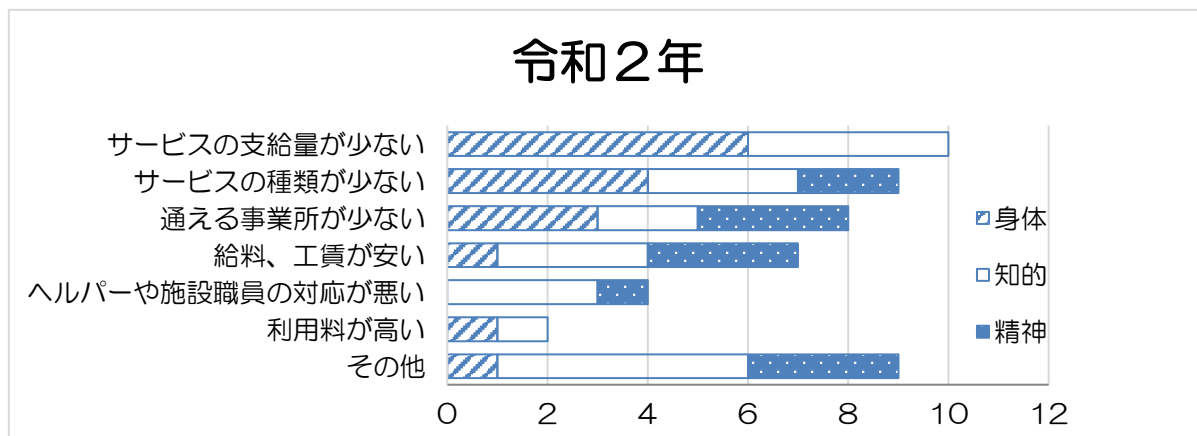
【課題】

個々の状況に応じた適切なサービス利用（通所系、訪問系）ができるよう計画相談員との連携が必要です。

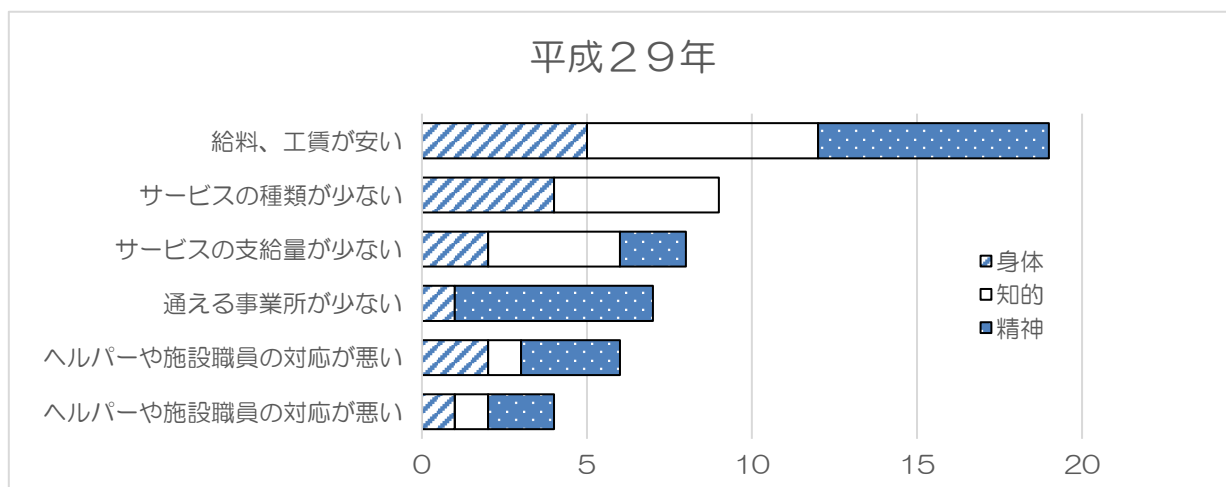
◆障害福祉サービスに満足していますか n=288



◆満足していない理由は何ですか（複数回答）



	サービスの支給量が少ない	サービスの種類が少ない	通える事業所が少ない	給料、工賃が安い	ヘルパーや施設職員の対応が悪い	利用料が高い	その他
身体	6	4	3	1	0	1	1
知的	4	3	2	3	3	1	5
精神	0	2	3	3	1	0	3
計	10	9	8	7	4	2	9

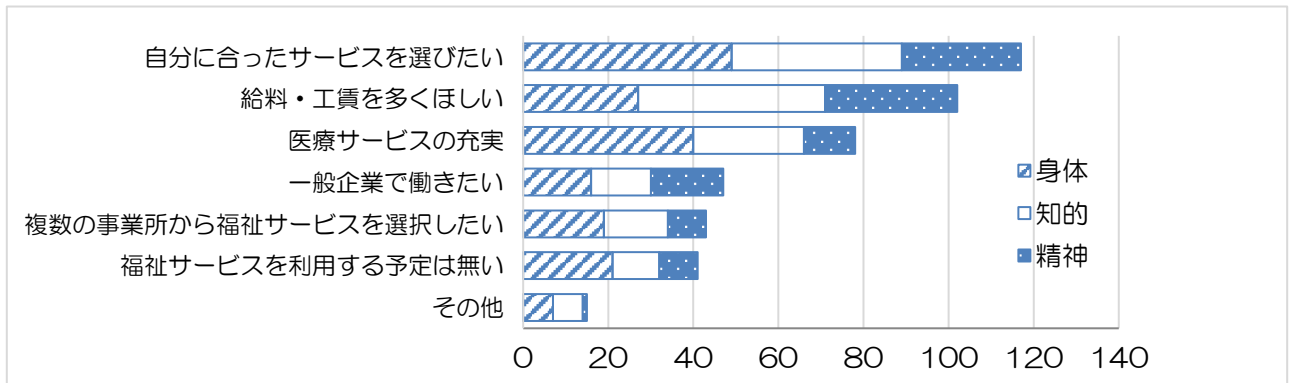


	給料、工賃が安い	サービスの種類が少ない	サービスの支給量が少ない	通える事業所が少ない	ヘルパーや施設職員の対応が悪い	ヘルパーや施設職員の対応が悪い
身体	5	4	2	1	2	1
知的	7	5	4	0	1	1
精神	7	0	2	6	3	2
計	19	9	8	7	6	4

(8) 今後望むサービスについて

今後望むサービスについての問いに、最も多かった回答が、「色々なサービスから自分に合ったサービスを選びたい」次に「給料・工賃を多くほしい」「医療サービスの充実」の順となっています。

◆今後望むサービスは何ですか（2つまで）



	自分に合ったサービスを選びたい	給料・工賃を多くほしい	医療サービスの充実	一般企業で働きたい	複数の事業所から福祉サービスを選択したい	福祉サービスを利用する予定は無い	その他
身体	49	27	40	16	19	21	7
知的	40	44	26	14	15	11	7
精神	28	31	12	17	9	9	1
計	117	102	78	47	43	41	15

(9) 障がいを経験した理由とした偏見や嫌な思いについて

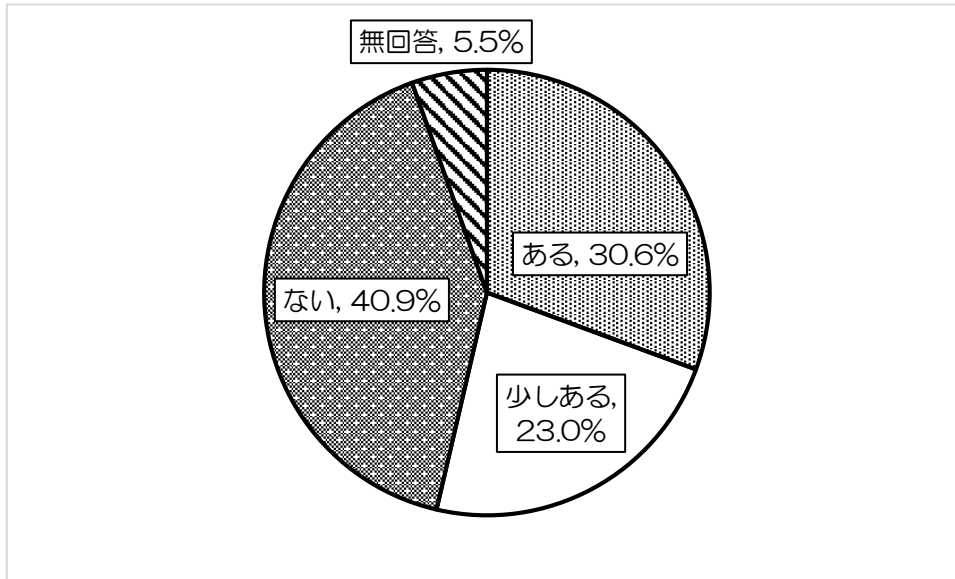
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますかの問いに、「ある」が30.6%、「少しある」が23.0%、合わせて53.6%の人が差別や嫌な思いを経験しています。（前回 ある29.6%、少しある18.9%）場所では「学校・仕事場」が一番多く、前回より回答数が増えています。

【課題】

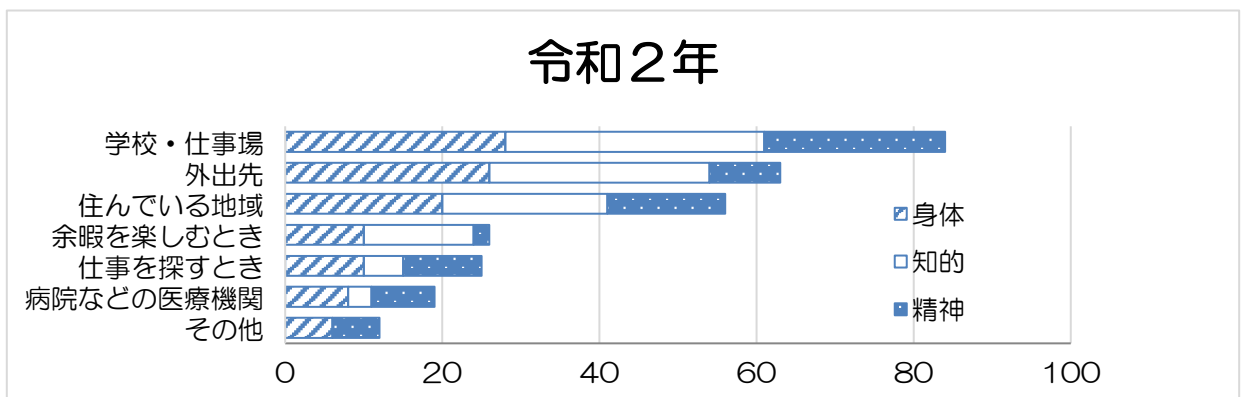
障がいのある人への必要な配慮（合理的配慮）ができるよう広く普及啓発が必要です。

障がい者への不当な差別を無くすため、職場、地域、学校などに障がいに対する理解促進（合理的配慮の普及啓発）が必要です。

◆障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか n=330

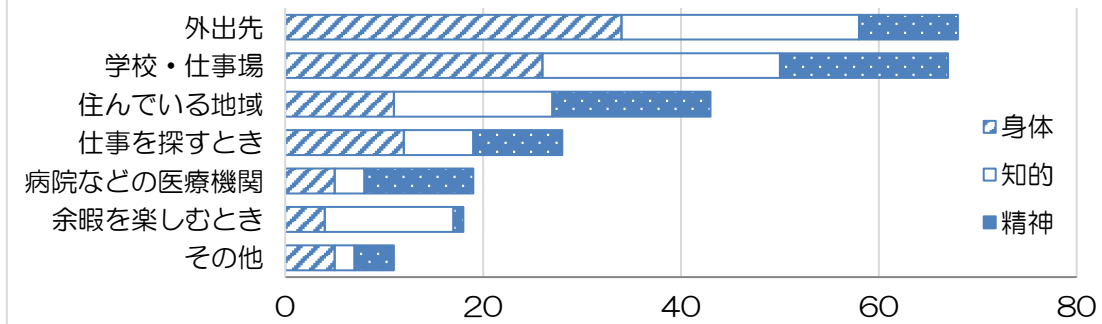


◆どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか（2つまで）



	学校・仕事場	外出先	住んでいる地域	余暇を楽しむとき	仕事を探すとき	病院などの医療機関	その他
身体	28	26	20	10	10	8	6
知的	33	28	21	14	5	3	0
精神	23	9	15	2	10	8	6
計	84	63	56	26	25	19	12

平成29年



	外出先	学校・仕事場	住んでいる地域	仕事を探すとき	病院などの医療機関	余暇を楽しむとき	その他
身体	34	26	11	12	5	4	5
知的	24	24	16	7	3	13	2
精神	10	17	16	9	11	1	4
計	68	67	43	28	19	18	11

(10) 成年後見制度について

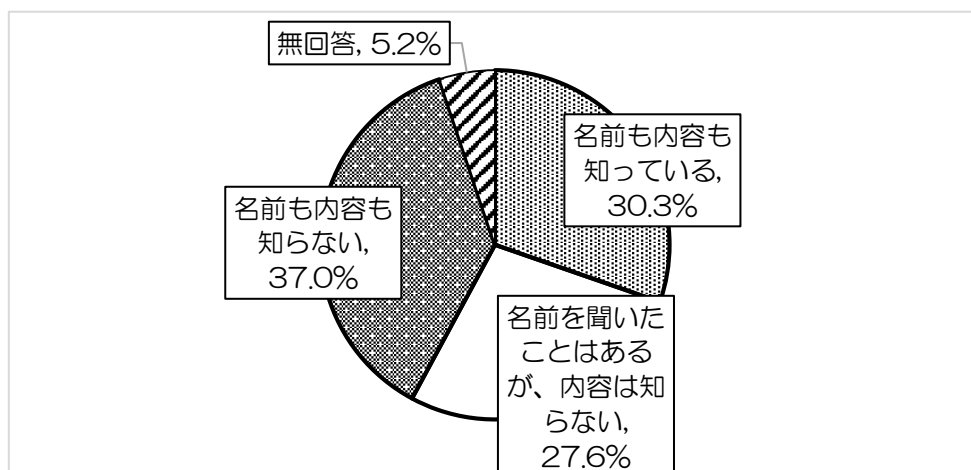
成年後見制度とは、知的障がいや精神障がいなどによって物事の判断能力が不十分な人について、本人に代わって第三者が「身上監護」と「財産管理」をする制度です。

成年後見制度について「名前も内容も知っている」と回答した人は30.3%（前回26.4%）「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」27.6%（前回23.5%）「名前も内容を知らない」37.0%（前回39.7%）となっています。

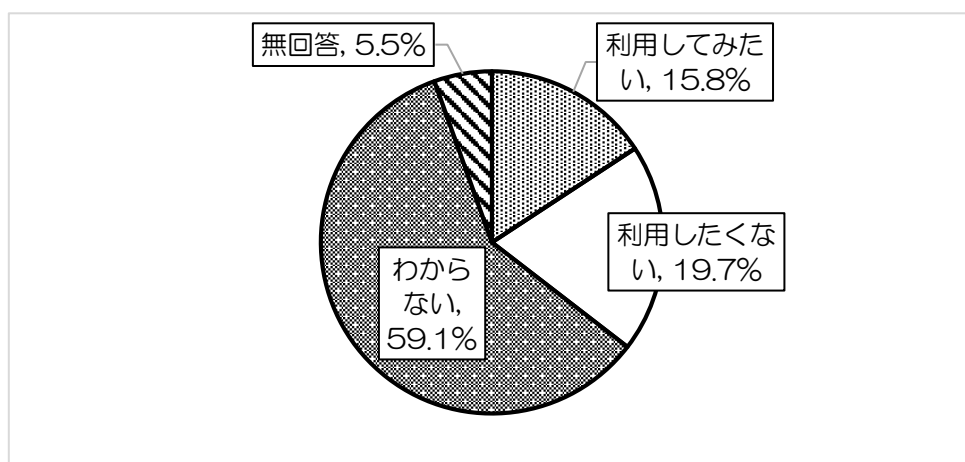
【課題】

前回より制度を知っている方は増えていますが、障がい者の権利擁護等本人の生活を支えるために、成年後見制度の更なる啓発活動が必要です。

◆成年後見制度を知っていますか n=330



◆成年後見制度を将来利用したいですか n=330



(11) 災害時の支援について

障がいのある人は災害弱者であり、災害時等において何らかの支援がないと一人では避難が困難な場合があります。住んでいる地域の避難場所について、知っている人は79.4%となっています。前回(24.8%)に比べ大幅に改善されています。平成30年7月豪雨の影響もあると考えられます。

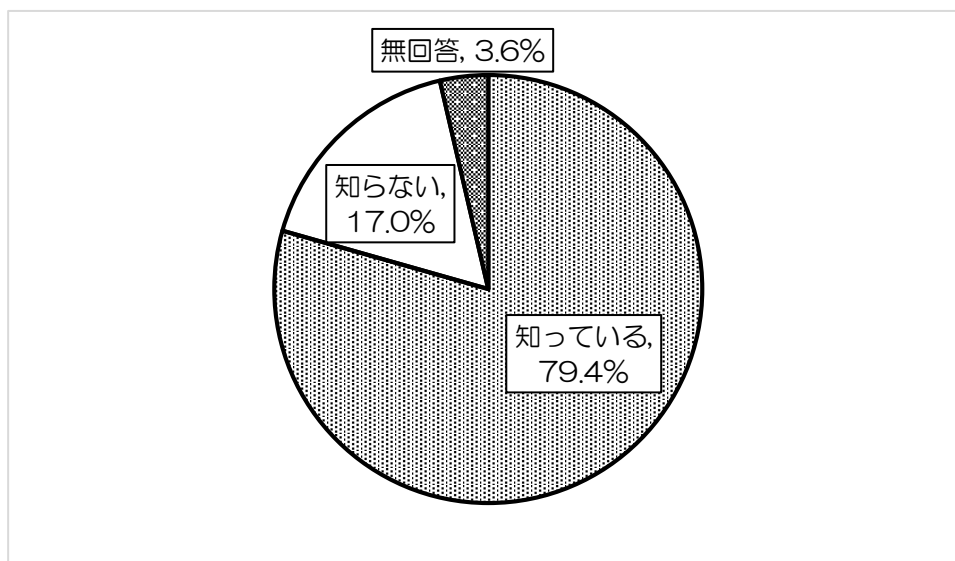
また、災害時に困ることとして「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」、「安全な場所まで迅速に避難することができない」が高い割合となっています。

【課題】

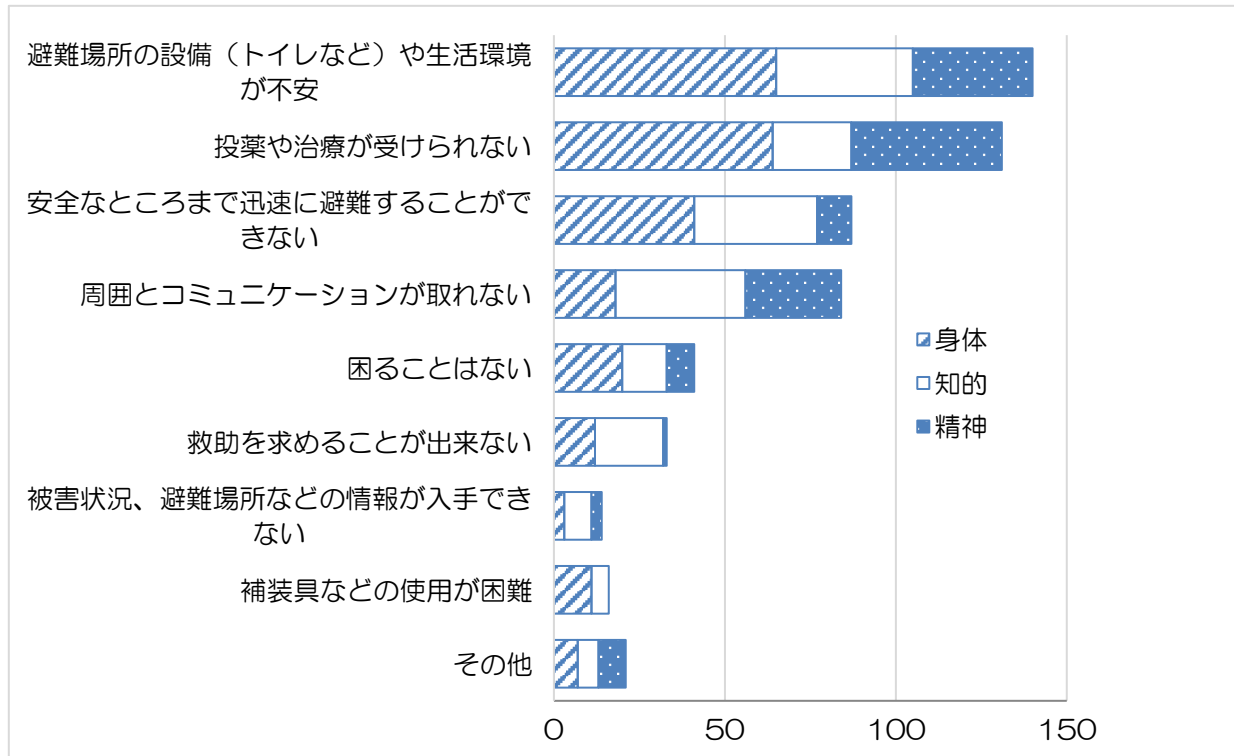
不安の解消のため避難環境の整備、支援者の確保が必要です。

安心して避難できる避難所の整備が必要です。

◆住んでいる地域で豪雨や地震などの災害時の避難場所を知っていますか n=330



◆災害時に困ることは何ですか（2つまで）



	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	投薬や治療が受けられない	安全なところまで迅速に避難することができない	周囲とコミュニケーションが取れない	困ることはない	救助を求めることが出来ない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	補装具などの使用が困難	その他
身体	65	64	41	18	20	12	3	11	7
知的	40	23	36	38	13	20	8	5	6
精神	35	44	10	28	8	1	3	0	8
計	140	131	87	84	41	33	14	16	21

(12) 近所や地域の支援

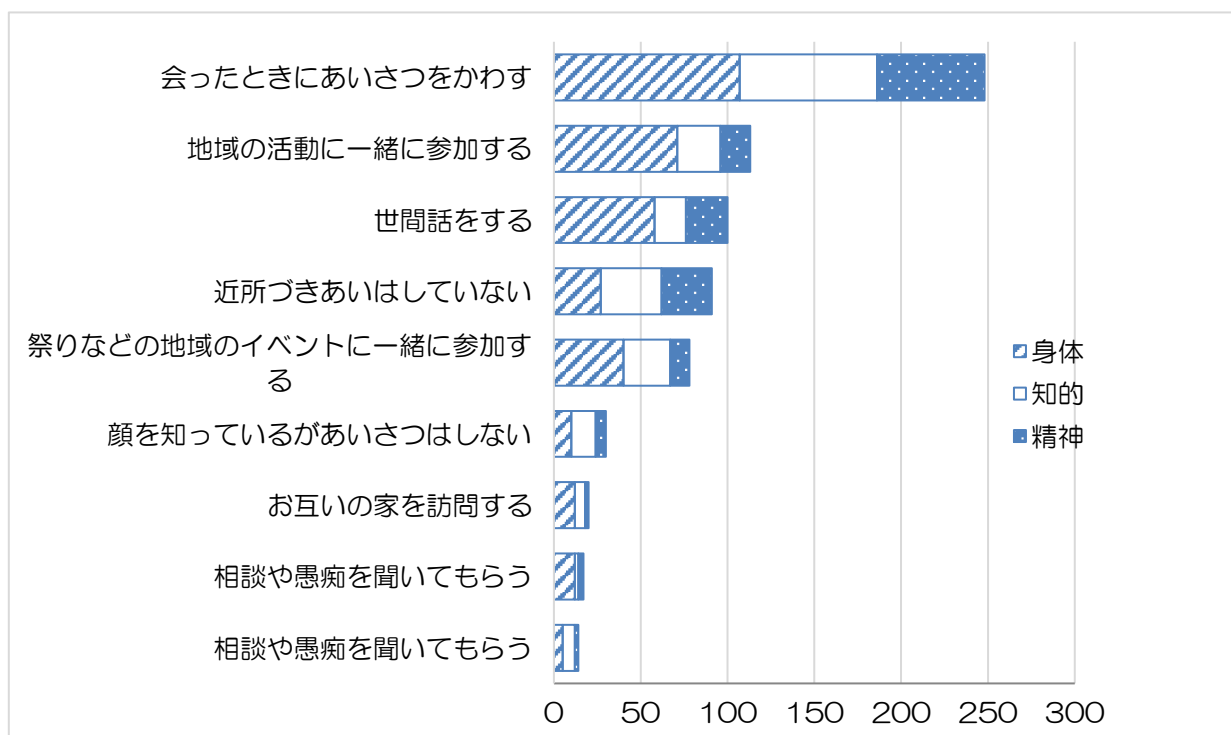
近所や地域の人にどのようなことを支援してほしいですかとの問には、「災害や急病などの緊急時の支援」、「日常的な安否確認などの声かけ」、「何もしてほしいくない」の割合が高くなっています。

【課題】

地域や近所の方のちょっとした気配りや近所の支えあいによって地域ぐるみで障がいのある人を支援することが必要です。

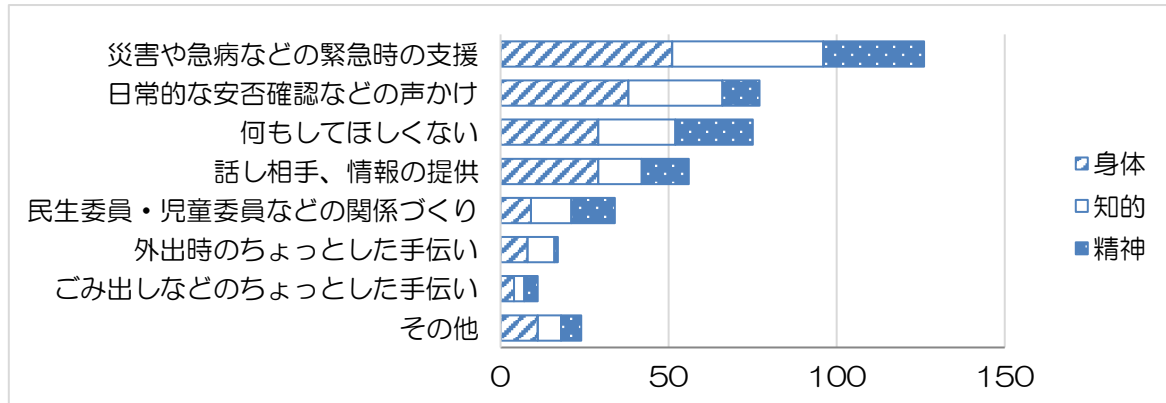
何もしてほしいくないという意見のように自ら地域との関わりを拒否している人への支援方法が課題となります。

◆近所や地域の人とどの程度のつきあいをしていますか（複数回答）



	会ったときにあいさつをかわす	地域の活動と一緒に参加する	世間話をする	近所づきあいはしていない	祭りなどの地域のイベントと一緒に参加する	顔を知っているがあいさつはしない	お互いの家を訪問する	相談や愚痴を聞いてもらう	相談や愚痴を聞いてもらう
身体	107	71	58	27	40	10	12	12	5
知的	79	25	18	35	27	14	6	2	7
精神	62	17	24	29	11	6	2	3	2
計	248	113	100	91	78	30	20	17	14

◆近所や地域の人にどのようなことを支援してほしいですか（2つまで）



	災害や急病などの緊急時の支援	日常的な安否確認などの声かけ	何もしてほしくない	話し相手、情報の提供	民生委員・児童委員などの関係づくり	外出時のちょっとした手伝い	ごみ出しなどのちょっとした手伝い	その他
身体	51	38	29	29	9	8	4	11
知的	45	28	23	13	12	8	3	7
精神	30	11	23	14	13	1	4	6
計	126	77	75	56	34	17	11	24

2 支援が必要な児童に関するアンケート調査結果からみた現状

令和2年7月現在で、郡上市子ども発達支援センターの利用者70人、特別支援学校小・中学部・高等部（1年）の生徒23人、小・中学校特別支援学級へ通学している生徒96人、それ以外の障害者手帳保持者51人の合計240人へアンケートを送付し、147人から回答がありました。

（1）心身の状況について

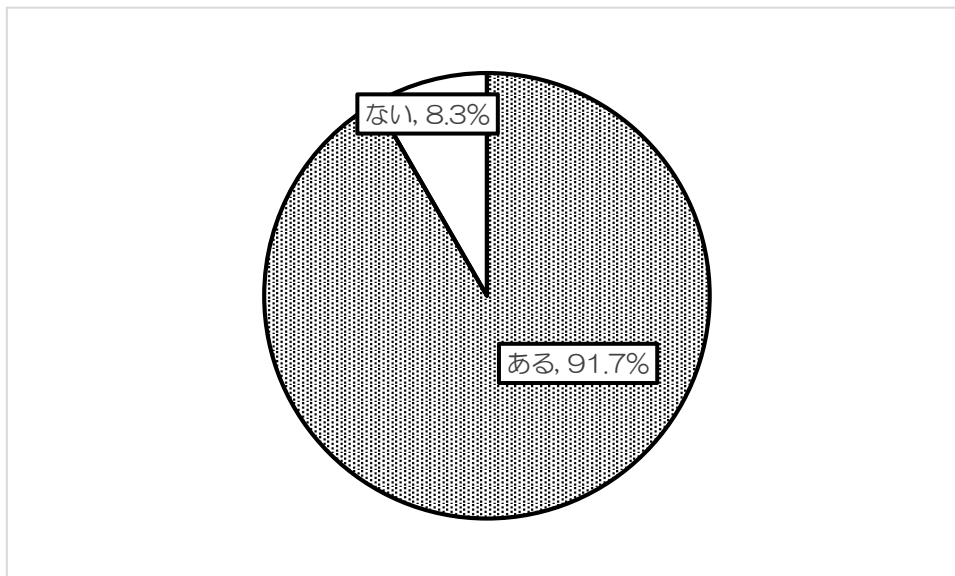
障害者手帳を所持していない児童・生徒を対象とした「発育・発達で気になることはありますか」との問いでは、「ある」91.7%、「ない」8.3%となりました。また、「どのようなことが気になりますか」との問いには、「集中力が途切れがちである」「発育・発達(小食、過食、偏食、身辺自立、歩行やことばが遅いことなど)に関すること」「じっとしていることが苦手」などの様子が気になる保護者が多く、障害者手帳を所持していない児童・生徒においても発育・発達上の心配や不安がある方が大半です。

【課題】

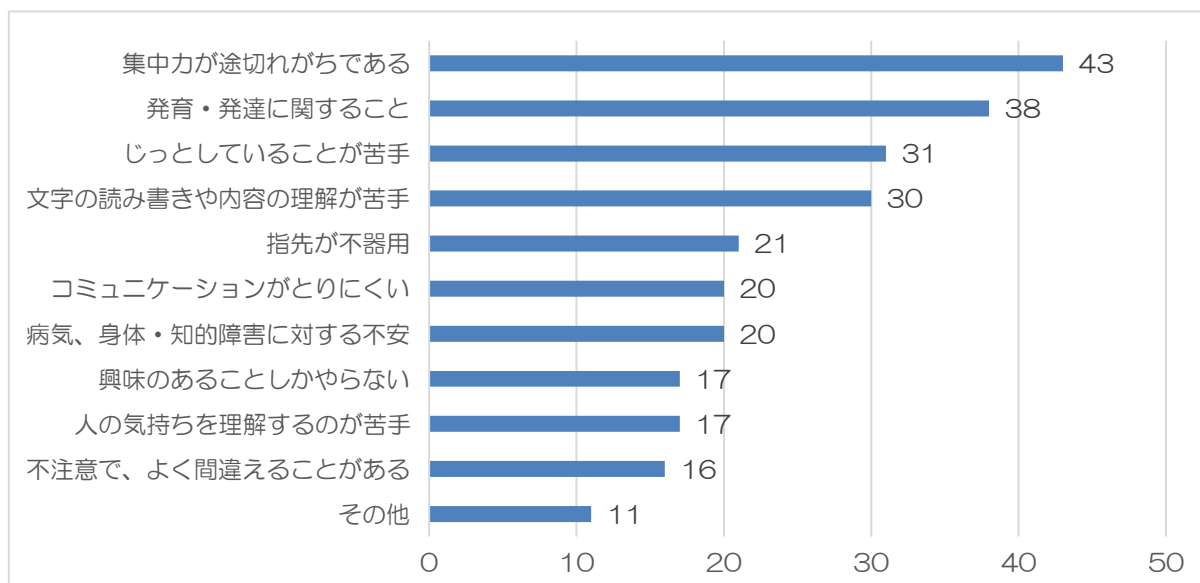
発育・発達上の心配や不安を相談できる場所や実際に支援できる場所の周知が必要です。

実際に通園・通学している園や学校での適切な関わりが必要です。

◆発育・発達で気になることはありますか n=147



◆どのようなことが気になりますか（複数回答有り）



（２）連携ファイルの重要性

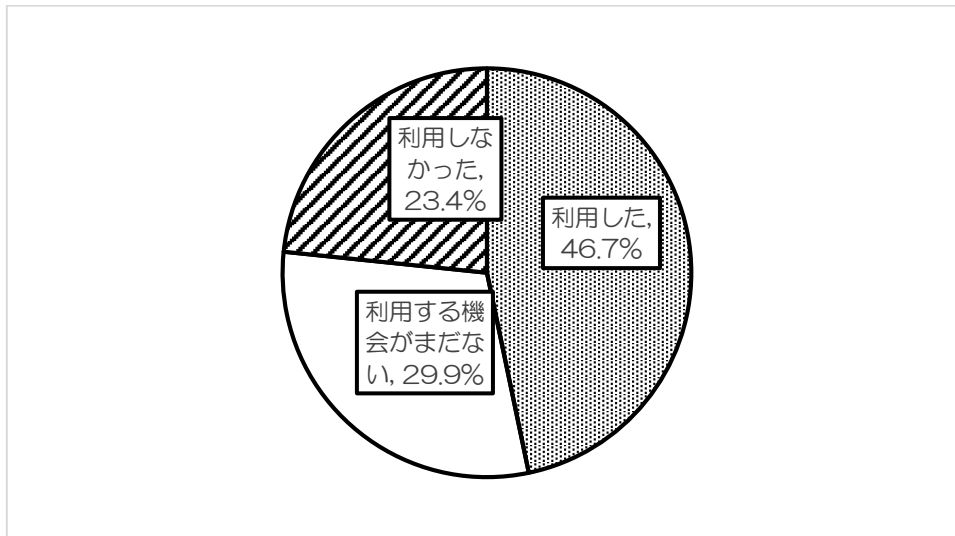
連携ファイルとは、児童の情報や支援方法（発達の様子や検査記録、相談支援計画、受診記録、発達支援会議の記録、個別支援計画や個別の教育支援計画等）を一冊のファイルにまとめたものです。連携ファイルにより、児童が各ライフステージに渡り、途切れなく支援が移行できるように受け渡していくものです。

就園、就学、進学時の引き継ぎ等に連携ファイルを利用したことがありますかの問いに、「利用した」46.7%、「利用する機会がまだない」29.9%、「利用しなかった」23.4%となりました。「利用しなかった」と回答した人の理由で最も多かったのは、「持っていなかった」、「利用するときにわからなかった」がそれぞれ40.6%となっています。

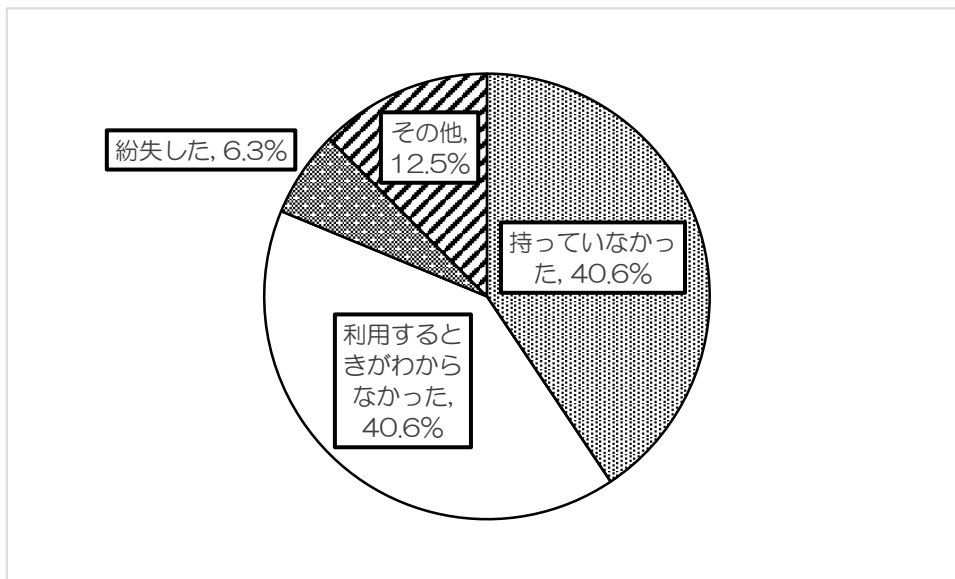
【課題】

保育園（幼稚園含む）、認定こども園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、就労先など、児童・生徒を受け入れる側には連携ファイルの存在の周知を、更に利用する保護者には活用方法の周知が必要だと思われます。

◆連携ファイルを利用したことがありますか n=147



◆利用しなかった理由は何ですか n=147



(3) 児童福祉サービスの利用状況について

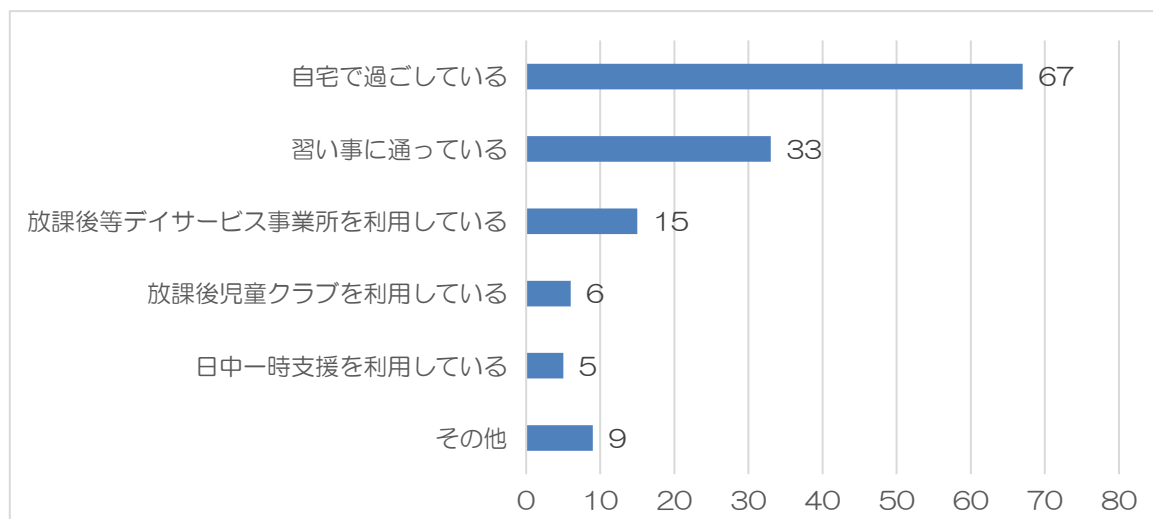
お子さんは帰宅後どのように過ごしていますかという問いに、「自宅で過ごしている」、「習い事に通っている」、「放課後等デイサービス事業所を利用している」の順となっています。

その他の意見として、学校の長期休業中の放課後等デイサービスや児童クラブの利用について、受け入れの充実を希望するとの意見が複数ありました。

【課題】

自宅で過ごしている児童が多く、サービス利用の希望等を含め、現状について把握することが必要です。

◆帰宅後どのように過ごしていますか（複数回答有り）



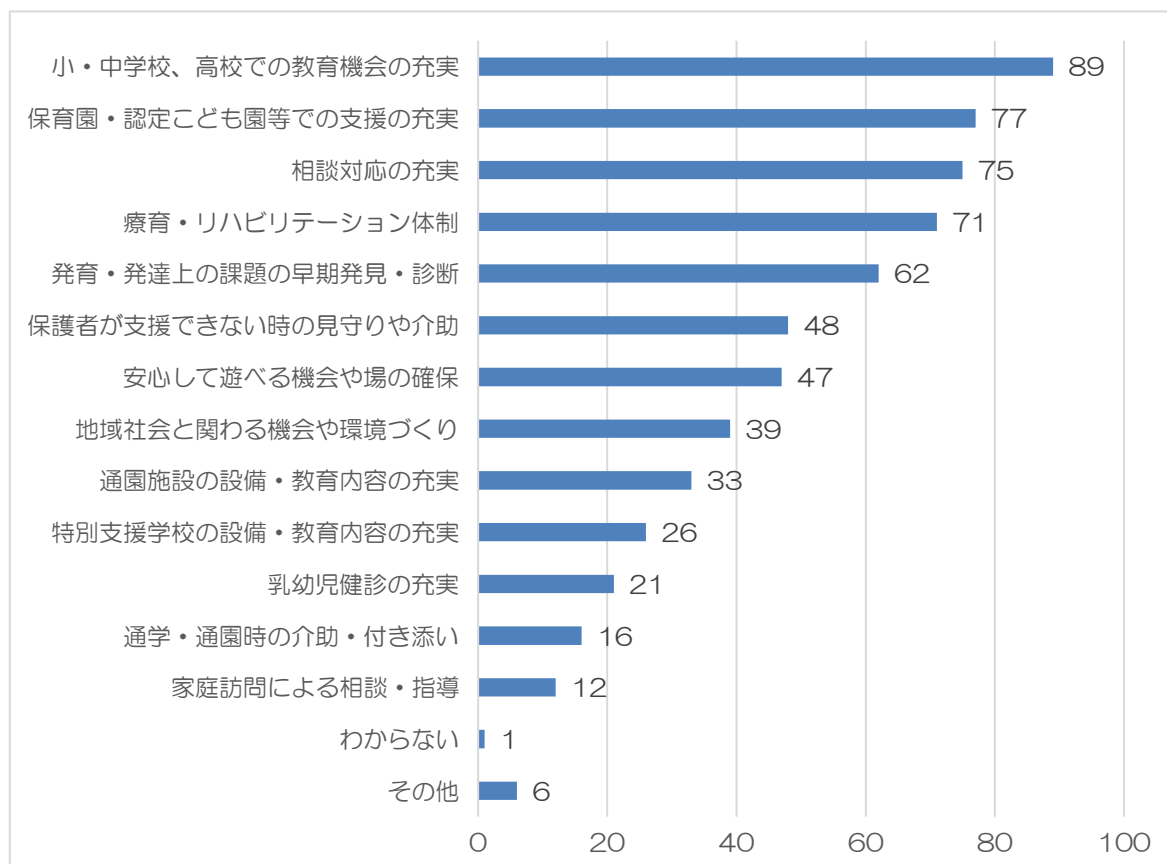
（４）発育・発達支援について

「発育・発達上での支援が必要なお子さんのための施策で、重要と思うものは何ですか」との問いに、「小・中学校、高等学校での教育機会の充実」「保育園（幼稚園）・認定こども園等での支援の充実」「相談対応の充実」「療育・リハビリテーション体制」「発育・発達上の課題の早期発見・診断」との回答が多くみられました。小・中学校、高等学校、保育園（幼稚園）、認定こども園等児童が毎日生活する場所での支援の充実が求められています。

【課題】

児童・生徒の年齢に応じた相談や障がいの程度、障がい種別に応じた支援が必要です。関係機関と連携し、ニーズに応じた適切な支援や福祉サービスの提供が必要です。

◆重要と思われる施策は（複数回答有り）



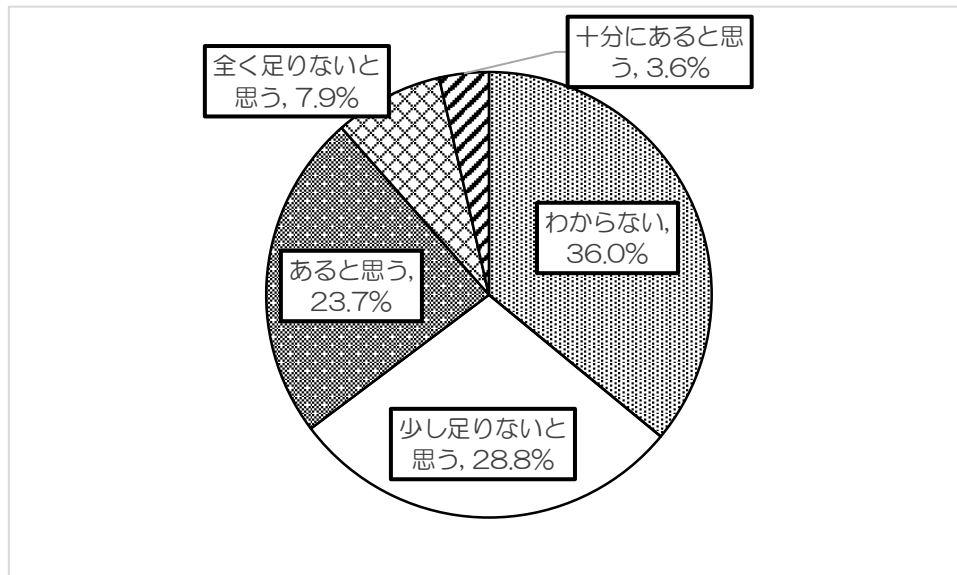
(5) 障がいや発達特性に対する地域の理解について

保護者の方は、地域での生活の中でお子さんの障がいや発達の特性があることへの対応や理解がどのくらいあると感じますかの問いに、「わからない」36.0%、「少し足りないと思う」28.8%、「あると思う」23.7%となりました。

【課題】

障がいや発達の特性のある児童への必要な配慮（合理的配慮）や適切な関りができるよう普及啓発が必要です。

◆地域での生活の中でお子さんの障がいや発達の特性があることへの対応や理解がどのくらいあると感じますか n=147



(6) 災害時の支援について

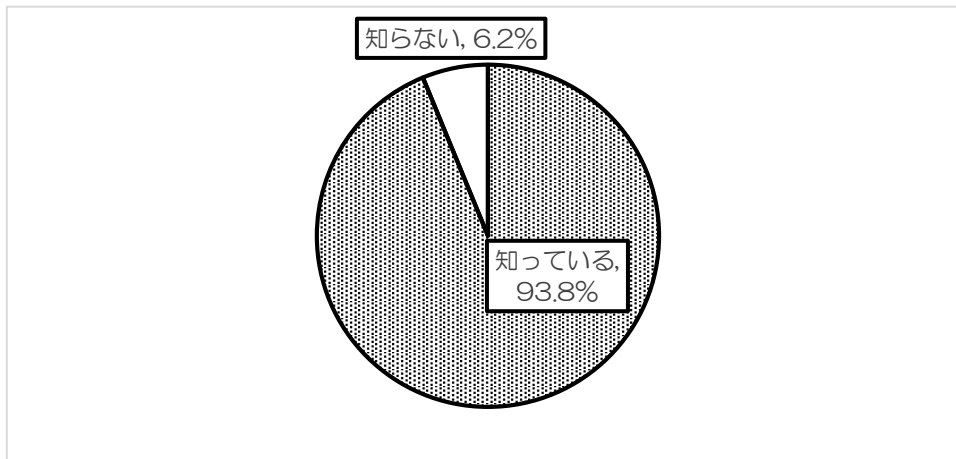
豪雨・地震等の災害時、住んでいる地域の避難場所を知っていますかの問いに、「知っている」93.8%、「知らない」6.2%となりました。また、災害時で避難する際、困ることとして、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境の変化が不安」「周囲とコミュニケーションがとれない」「安全な所まで迅速に避難できない」「投薬や治療が受けられない」ことがあがっています。

【課題】

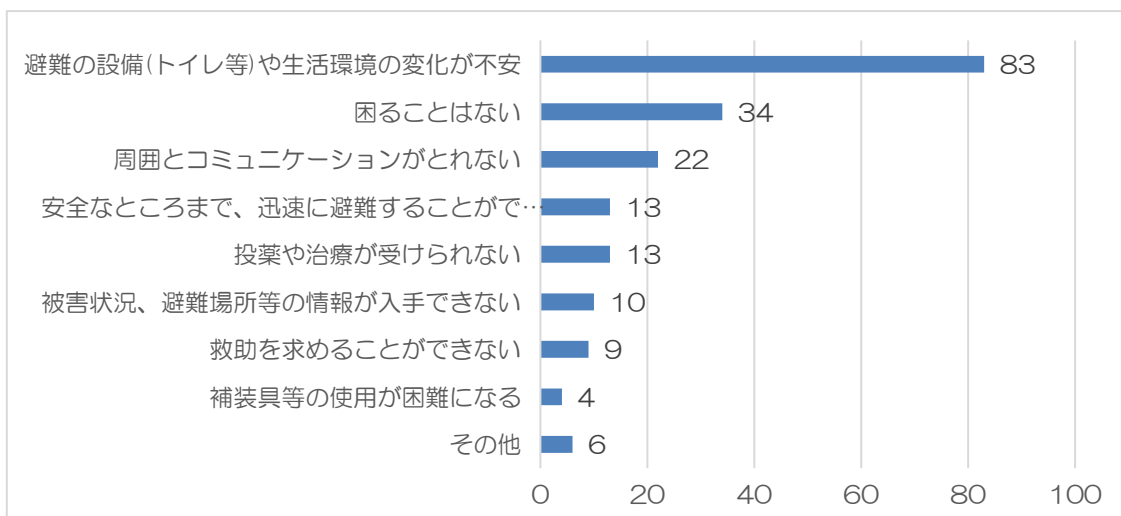
安心して避難できる避難所の整備が必要です。

地域の方々とのつながりを持ち、障がいへの理解を深めることが必要です。

◆豪雨・地震等の災害時、住んでいる地域の避難場所を知っていますか
n=147



◆災害等で避難する際、困ることは何ですか（複数回答有り）



3 障害福祉サービス事業所アンケート調査結果からみた現状

令和2年8月現在で市内に障害福祉サービスを提供している12法人に対してアンケートやヒアリングを行い、11法人から回答を得ました。

(1) 訪問系サービスの事業展開について

「訪問系の事業展開について今後拡大予定はありますか？」との問いに、令和3年～令和5年度間には新たな事業展開を予定している事業所はありませんでした。

(2) 日中系サービスの事業展開について

「日中系の事業展開について今後拡大予定はありますか」との問いに、1法人が、令和3年度に施設を建設し、避難スペースを備えた生活介護事業所（定員20人）の建設を予定しているとの回答がありました。

また、1法人が、利用の無い生活訓練のサービスを廃止し、就労継続支援B型の定員を2名、生活介護の定員を3名増やす予定との回答がありました。

◆日中系サービスの整備計画（郡上市内の事業所の定員見込）

種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型	30人	30人	30人	30人
就労継続支援B型	146人	148人	148人	148人
生活介護	72人	75人	95人	95人
生活訓練	26人	20人	20人	20人

(3) 居住系サービスの事業展開について

「居住系サービスについて今後拡大予定はありますか」との問いに、令和3年～令和5年度間には新たな事業展開を予定している事業所はありませんでした。第5期期間中に1法人がグループホームを廃止したため25人の定員減となっています。

◆共同生活援助施設（グループホーム）の定員

種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員	57人	57人	57人	57人

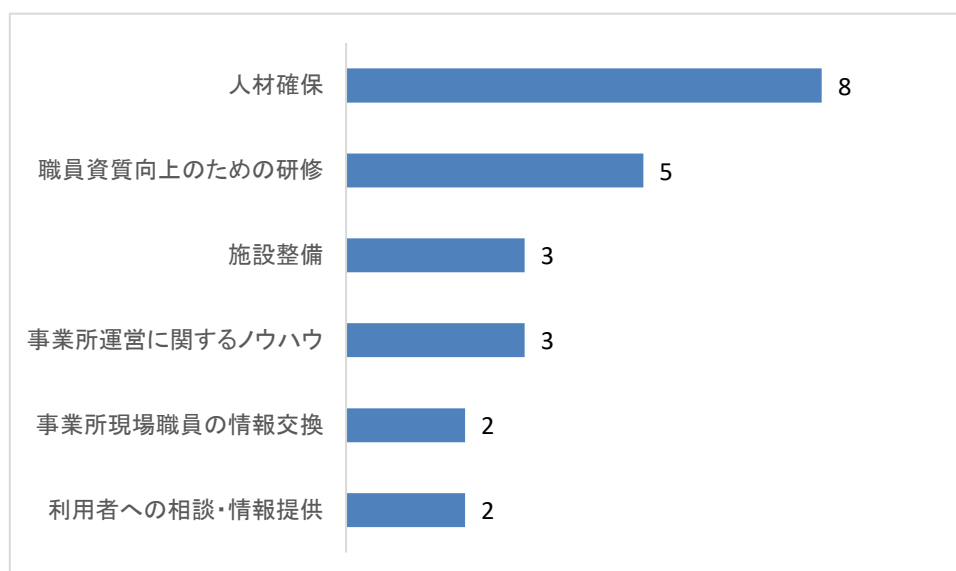
（４）事業所に必要な支援について

「事業所に必要な支援は何ですか」との間に、「人材不足」「職員資質向上のための研修」の順となっています。

【課題】

福祉職を目指す方への研修への協力や資格取得への支援が必要です。

◆事業所に必要な支援について（複数回答）



第4章 障がい者等支援施策の展開

1 基本理念

郡上市総合計画の基本理念『みんなで考え、みんなで作る郡上 ～ずっと郡上 もっと郡上～』を受け、平成27年度に健康と福祉に関する総合的な基本指針を定めた健康福祉推進計画の基本理念『みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち 郡上』を本計画の基本理念として定めます。この健康福祉推進計画は、郡上市総合計画との整合性を図りつつ、子どもから高齢者まで、男性も女性も障がいのある人もない人も、すべての人が人としての尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らし続けられるように、市民、地域、ボランティア団体、NPO法人、サービス提供事業者、社会福祉協議会、行政などが協働して、共に支え助け合う『共生社会』を実現できるよう保健・医療・福祉の連携の仕組みづくりをめざすものです。

市民同士の日々の支え合いや助け合い、市民と企業、各種団体、行政などの協働により地域の活動を発展させていき、すべての市民にとって安心して暮らせるまちづくりへとつながることを目指します。

計画の基本理念

みんなで創り、みんなで育む、

安心して暮らし続けられるまち 郡上



2 基本目標

郡上市健康福祉推進計画の基本理念のもと、

■ 生きがいを持ち、安心できる暮らしの実現を目指します。

■ 住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちを目指します。

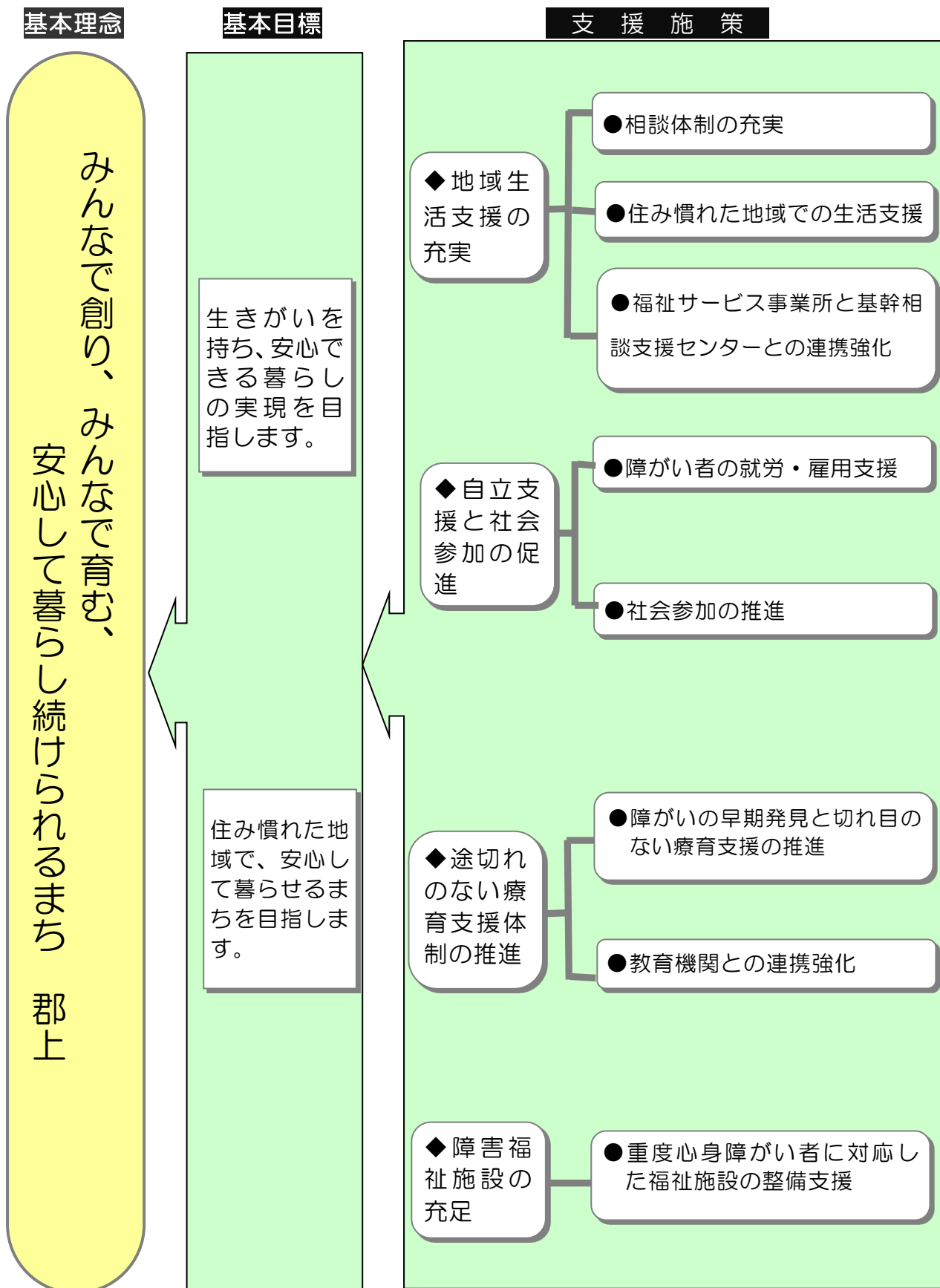
以上の2つを達成すべき基本目標として設定します。

この目標は、障がいのある人が生きがいを持ちながら住み慣れた地域で暮らし続けられることを目指しています。

そして、特に障がい者福祉の視点から、次の4つを支援施策の柱として事業を推進していきます。

- ◆ 地域生活支援の充実
- ◆ 自立支援と社会参加の促進
- ◆ 途切れのない療育支援体制の推進
- ◆ 障害福祉施設の充足

支援施策の体系図



3 支援施策

(1) 地域生活支援の充実

① 相談体制の充実

障がい者に関する相談には、その家族全体に支援が必要な場合や、内容が複雑化、複合化したケースが多くあります。基幹相談支援センターや計画相談事業所は、地域の障がい者の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供、助言及び関係機関との連絡調整を行うこととされています。

また、「地域共生社会の実現」の為、「8050問題」あるいは「介護と育児のダブルケア」、「ひきこもり」など複雑化・複合化した課題、あるいは制度のはざまの課題に対応できる包括的な支援体制の構築（重層的支援体制整備）が求められています。

施 策	内 容
総合相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉課内に設置されている基幹相談支援センターにて障がいの種別にかかわらず、総合的かつ専門的な相談支援を実施します。・相談支援体制について広報紙やCATV等、あらゆる媒体を活用して周知します。
関係部署と連携した相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none">・基幹相談支援センター、郡上市地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、健康課（保健師）、ふくし相談支援センターと情報共有、連携して支援を行います。・複雑化・複合化した相談に対する包括的な支援体制構築の為、重層的支援体制整備事業（※）の活用を検討する等して郡上市に適した相談支援体制の整備を関係機関と協議します。 <p>（※重層的支援対整備事業…令和 3 年度から創設される事業で、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。）</p>

<p>計画相談事業所と連携した相談支援体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 基幹相談支援センター、計画相談支援事業所、一般相談支援事業、居宅介護支援事業所、ふくし相談支援センターと連携して相談支援体制の強化を図ります。 • 相談支援専門員が受けた障がい者からの相談や困りごとの把握を図り支援に繋がります。 • 自立支援協議会を活用し、計画相談事業者や計画相談員など専門職との協議の場を設定して、情報の共有、支援策の検討を行います。
<p>支援関係者による相談支援の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員や民生委員児童委員等身近なところで相談支援を実施します。

② 住み慣れた地域での生活支援

障がい者の自立支援を目的に全国一律で提供するサービスが自立支援給付です。障がい者の自己決定を尊重し、相談支援専門員の計画案に沿って、訪問系のサービスや通所系のサービスを組み合わせての利用することができます。

また、地域で安心して暮らし続けるためには、公的な福祉サービス（自立支援給付・地域生活支援事業等）だけでは対応できないので、市民一人ひとりが温かい思いやりの心を持ち、障がいに対する理解を深めることが必要です。

「地域共生社会の実現」においては制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創ることが必要とされています。

近年発生している大規模災害においては、障がい者や高齢者等、いわゆる災害弱者が大きな被害を受けています。災害時や緊急時に安全な避難ができるよう、災害時避難行動要支援者（以下要支援者）に対する個別計画の策定や事業所における避難確保計画の策定が求められています。

施 策	内 容
地域共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> • 制度、分野ごとの縦割りの関係を超えて、障がい者、高齢者、子どもが地域で安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。
自立支援給付・地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 自立支援給付事業により障がい者、障がい児やその家族の個々の状況に応じ、訪問系、通所系のサービスを組み合わせるなど、利用者の意向、心身の状況を踏まえた支援を行います。 • 地域生活支援事業により地域の特性や利用者の状況を踏まえた支援を行います。 • 適正で公平なサービスの支給決定を行います。 • 制度について広報紙やCATV等あらゆる媒体を活用して周知に努めます。
医療費の負担軽減の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 自立支援医療（更生医療・育成医療）により身体の機能障がいを軽減または改善する治療等の医療費の負担軽減を図ります。 • 重い障がいのある人に対し重度心身障害者福祉医療費助成事業により、医療費の負担軽減を図ります。
市単独事業による支援	<ul style="list-style-type: none"> • 介護者慰労金や日常生活用品助成事業等、地域で生活をする障がい者、障がい児のニーズに応じた支援を実施します。 • 事業内容について広報紙やCATV等あらゆる媒体を活用しての周知に努めます。
移動に対する支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 在宅障がい者交通費助成事業により障がいに起因した通院と障害福祉サービス事業所への通所に係る交通費を助成します。 • 医師の指示により通院が必要な方へ自立支援給付にて通院等の介助を行います。 • ETC割引制度や障害者手帳による公共交通機関の割

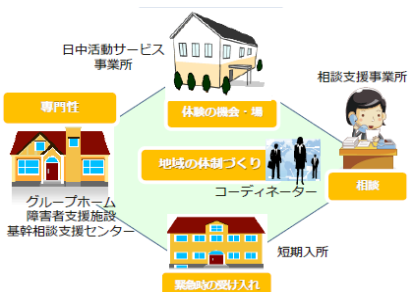
	引制度について周知を図ります。
成年後見制度による支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 判断能力が十分でない方が不利益を被らないように支援を行う成年後見制度の利用促進を図ります。 • 高齢福祉課等関係機関と連携し、中核機関（※）の設置について検討します。 • 親族による申立てが困難な方に対しては市長申立てによる支援を行います。 • 制度周知・理解を深めるためにNPO法人と協力して広報活動や研修会を開催します。 <p>（※成年後見制度中核機関とは進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、協議会を運営する「事務局機能」、検討・専門的判断をする「進行管理機能」を備えた機関です。）</p>
偏見や差別解消に向けた意識啓発や虐待防止対策	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい者、障がい児への偏見や差別解消、虐待防止を図る為、権利擁護への理解を深める研修会等を行います。 • 広報紙やCATVを活用し障がい者、障がい児への対応方法（合理的配慮）や障がいに関するマークの普及啓発を行います。 • 郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会において情報共有、連携強化を図り虐待防止対策を進めます。
地域づくりに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい者が地域で孤立しないよう、自治会、地区社協や各種団体を含め住民同士が支えあう仕組みづくりを推進します。 • 社会福祉協議会と連携してボランティアの育成などに取り組んで地域づくりの人材確保に努めます。
災害時・緊急時の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時避難行動要支援者登録制度により、災害時に自力での避難が困難な要支援者の名簿の作成と更新に努めます。 • 自主防災組織、消防団、民生委員児童委員等の支援関係者や消防本部、郡上警察署、社会福祉協議会と名簿情報共有すると共に、支援体制の構築を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> • 計画相談事業所と連携して、要支援者の状況把握に努めると共に個別計画の策定を進めます。 • 障害福祉サービス事業所に対して、避難確保計画策定の支援を行います。
生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> • バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備に努めます。 • 日常生活用具給付等事業（住宅改修）やいきいき住宅改善事業により、段差解消・手すりの設置等、障がい者の居住空間整備を支援します。

③ 福祉サービス事業所と基幹相談支援センターとの連携強化

福祉サービスを適切かつ効果的に実施するため、障害福祉サービス事業所や教育、雇用の関係者による協議会（自立支援協議会）を活用し、その連携で地域の課題改善に取り組むことが重要であるとされています。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各事業所の機能を活用し、地域で障がい者やその家族が安心して生活を続けるための拠点として、地域生活拠点等の整備が必要とされています。

施 策	内 容
計画相談支援事業所のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員の研修会を開催し、利用者からの多様化した相談に対する確かなアドバイスができるようスキルアップを図ります。 介護支援専門員との意見交換会を行い介護保険制度等への理解を深めます。
自立支援協議会を活用した関係機関のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会において、困難事例のケース検討会等により事業所が問題を抱えるのではなく、市全体の課題として支援をする力を付けます。
人材確保に対する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会が開催する介護職員初任者研修の運営支援を行います。 郡上北高等学校に開設された介護職養成コースの運営支援を行います。
地域生活拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> 中濃圏域での地域生活拠点は整備済みですが、地域拠点に加わっていない市内事業所への加入の働きかけを行い更なる機能の充実を図ります。 

(2) 自立支援と社会参加の促進

① 障がい者の就労・雇用支援

障がい者就労支援施設では、障がいの程度や内容に合った作業を行っていますが、厳しい経済状況の中で受託作業のみで収益を上げることは難しく、自主製品の開発・販売に取り組んでいます。

すべての事業主は、一定以上の割合で障がい者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月から引き上げられ、民間企業は2.3%、国・地方公共団体等は2.6%になります。

施 策	内 容
優先調達法による自主製品の調達及び役務の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・物品等の調達額を設定し、優先調達員を通じて物品の購入拡大を図ります。 ・障害サービス事業所の自主製品等を企業や団体に周知し購入をお願いします。
福祉就労から一般就労への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援を行っている事業所と協力し、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関との連携により、障がい者の一般就労への移行を促します。 ・市内には、就労移行支援のサービスの提供を行う事業所が無い場合、市外の就労移行支援事業所と連携を密にし、利用希望者の把握に努めサービス利用の増加に努めます。
郡上市障がい者活躍推進計画に基づく支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所の障害者法定雇用率の達成と共に、障がい者の活躍を推進するための職場環境づくりに努めます。
農福連携に対する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・郡上地域農福連携会議により、農業分野と福祉分野の関係者による情報交換及び相互連携を図り、就労継続支援 A・B 型事業所へ情報提供を行い、農福連携事業（※）を推進します

※農福連携とは…障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みです。

②社会参加のための推進

地域共生社会の理念では、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ち、社会とのつながりを回復する支援、「参加支援」が必要であるとされています。

施 策	内 容
地域活動支援センター（※）事業による支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センター事業（委託）の実施により、働くことが困難な障がい者の創作的活動、生産活動の提供を行い利用者の就労や地域移行の支援を行います。
障がい者団体の活動等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の社会活動を支援するため、障がい者団体活動に対する助成を行い、障がい者やその家族のつながりを深める支援や社会参加の推進を図ります。 障がい者団体の活動について周知を図ります。
地域生活支援事業等による外出への支援	<ul style="list-style-type: none"> 移動が困難な障がい者の社会参加や余暇活動支援として障害サービス事業所の職員が同行する「移動支援事業（地域生活支援事業）」を行います。 運転免許取得助成事業、自動車改造費助成事業等により障がい者の就労や外出支援をします。 意思疎通支援事業により手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることによって社会参加への支援を行います。 重度身体障害者介助用自動車購入助成事業により介助者の負担の軽減を図り、身体障がい者の社会参加を促進します。

※地域活動支援センター…障がい者が通所し、創作的活動（料理、手芸、写真、絵画等）又は生産活動（リサイクル活動、就労訓練等）の機会を提供する施設です。

(3) 途切れのない療育支援体制の推進

① 障がいの早期発見と切れ目のない療育支援の推進

関係機関と連携し、障がいや成長発達に心配のある児童が早期に療育につながることでできる体制を確保しています。近年は、児童や保護者を取り巻く環境の変化に伴い、障がいの状態や支援に対するニーズが多様化しています。児童や保護者が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、それぞれの状態に応じたきめ細やかで質の高い支援の提供が求められています。

施 策	内 容
通所支援事業所における療育支援	・障がいの種類や程度、児童の個々の状態に応じたサービスの提供を行います。
医療スタッフと連携した発達・療育相談の継続	・小児精神科医、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門スタッフと連携したサービスの提供を行います。

② 教育機関との連携強化

入園、入学、進級の際の引継ぎには「連携ファイル」を利用していますが、その支援体制はまだ十分とは言えません。「連携ファイル」を利用することによって、支援内容が小・中・高等学校へと確実に引き継がれることで、適切な支援を受け続けることができます。

施 策	内 容
連携ファイル活用の充実	・学校に連携ファイル(※)の存在を周知し、保護者には活用方法の周知を図り、確実に支援が引き継がれるようにしていきます。
教育機関と連携した支援の実施	・小・中・高等学校の教員代表が参加する郡上市自立支援協議会(児童部会)を活用し、連携ファイルを利用して支援が必要な児童・生徒への継続した支援を行います。

※連携ファイルとは…支援が必要なお子さんの成育歴やこれまでの支援方法について記したノートです。

(4) 障害福祉施設等の充足

① 重度心身障がい者に対応した福祉施設の整備支援

施設整備にあたっては、事業所等の安定した経営の観点から定員割れなどが起きないようにニーズを的確に把握し、事業所等と連携を図りながら施設整備を進めます。

第6期計画期間中は、重度心身障がい者の受け入れのできる通所施設の整備を支援します。

施 策	内 容
郡上市障害者福祉施設等整備費補助事業の実施	・ 社会福祉法人等が計画的に行う障害福祉施設の施設及び設備整備に要する経費に対する補助を実施します。

第5章 障害福祉サービスの成果目標（国の指針）

1 障害福祉サービスに関する成果目標

（1）施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、入所施設から地域生活への移行が掲げられており、令和5年度末には、令和元年度末時点の施設入所者数から6%以上を地域生活へ移行し、入所者数を1.6%以上減少することが目標として掲げられています。本市では、国の基本指針による一律削減等を行わず、実情を踏まえ次のように設定します。

令和2年度末の入所者の見込数は50人となります。施設入所者の現状や家族の実情を踏まえると地域移行が可能な入所者はおらず、入所待機者が(2名)いることを踏まえ、令和5年度末の入所者数は52人とします。

◆福祉施設入所者の地域生活への移行の成果目標

項目		数値	内容
令和元年度末時点の入所者数 (A)		52 人	令和元年度末の入所者数
退所者数 (B)	令和2年度	2 人	令和2年度中に施設を退所した人の数 令和3年度から令和5年度までに施設入所から地域へ移行見込みの人数
	令和3年度	0 人	
	令和4年度	0 人	
	令和5年度	0 人	
	合計	2 人	
新規入所者数 (C)	令和2年度	0 人	令和2年度中に施設に入所した人の数 令和3年度から令和5年度までに新規で施設入所見込みの人数
	令和3年度	2 人	
	令和4年度	0 人	
	令和5年度	0 人	
	合計	2 人	
令和5年度末入所者数 (D) = (A - B + C)		52 人	令和5年度末の施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数 (E) = (B) (E) / (A)		0 人 0.0 %	令和5年度までに施設入所から地域移行するものの数（再掲） 国の指針：令和元年度末より6%以上移行
【目標値】削減見込み (F) = (A - D) (F) / (A)		0 人 0 %	差し引き減少見込数 国の指針：令和元年度末より2%以上削減

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針には、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築し、精神障がい者の長期入院患者の減少など目標達成に向けた取り組みを引き続き推進することとされています。

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築することとされています。（困難な場合は、複数市町村による共同設置でも可）

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の成果目標

成果 目標	精神科医院、圏域の保健所、健康課（保健師）、相談支援事業所と連携して退院後（退所後）の地域生活の支援について協議を行う場を令和5年度までに構築します。
----------	---

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい者（児）やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応ができる体制として、地域生活拠点等の積極的な整備の推進が求められています。内容として、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図り、令和5年度末までの間、機能充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することとされています。

◆地域生活支援拠点等の整備の成果目標

成果 目標	中濃圏域としての地域生活支援拠点は整備済みですが、具体的な対応内容や成果の把握をするため、圏域の自立支援協議会にて、年1回以上運用状況の検証、検討を行い機能の充実を図ります。また、地域生活拠点に加わっていない事業所の加入を進めます。
----------	--

(4) 福祉施設から一般就労への移行

本市には就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所がなく事業所の開設の予定もないため、市外の事業所へ通所しており、就労移行支援事業の利用者見込は2人、就労定着支援の見込者を1人とします。

一般就労へ移行する人数の見込量は、就労継続支援A型から1人、就労継続支援B型から3人の計4人とします。

◆福祉施設から一般就労への移行の成果目標（国の指針）

目 標	令和5年度目標
福祉施設から一般就労への移行	令和元年度実績の 1.27 倍以上
一般就労するもののうち就労継続支援A型事業を利用した者の数	令和元年度実績の 1.26 倍以上
一般就労するもののうち就労継続支援B型事業を利用した者の数	令和元年度実績の 1.23 倍以上
就労定着支援の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割以上が利用
就労移行支援事業の利用者数の増加	福祉施設を退所し、一般就労する者のうち就労移行支援事業を利用した者の数。令和元年度実績の 1.3 倍以上

成 果 目 標	単位	令和元年度実績	令和5年度目標	数値
福祉施設から一般就労への移行者数	人	0	0	
就労継続支援A型からの移行者数	人	0	1	
就労継続支援B型からの移行者数	人	2	3	1.5 倍
就労定着支援の利用者数	%	0	1	
就労移行支援事業の利用者数	人	0	2	

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

◆ 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としなければなりません。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとされています。

成果
目標

「児童発達支援センター」は設置されていませんが、「児童発達支援事業所」において、保育所等訪問支援、相談支援等「児童発達支援センター」が果たすべき機能の一部を備えており、この体制を継続させていきます。

◆ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

地域社会への参加・包括（インクルージョン※）を推進するため、令和5年度末までにすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

成果
目標

本市では、専従の訪問支援員を配置して市内の幼稚園・保育園・認定こども園に保育所等訪問等支援を実施しています。

※インクルージョンとは、一人ひとり違う個性の人々が、お互いに尊重し、認め合い、活かし合うこと

◆ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの設置

重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、令和5年度末までに主として重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することとされています。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で確保することもできるものとされています。

成果目標	重症心身障がい児（医療的なケアを必要とする児童、疾病のために感染症にかかる恐れのある児童等、外出することが著しく困難な児童）については、居宅訪問型児童発達支援にて対応します。その他の重度の障がい等の状態にある児童については、障がいの状態に応じ、医療機関と連携しながら支援を行います。
------	---

◆ 医療的ケア児支援についての関係機関連携のための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国の指針では、令和5年度末までに医療的ケア児支援について関係機関が連携を図るために各都道府県、各圏域及び各市町村において、協議の場を設けると共に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとされています。

成果目標	医療的ケア児支援のための協議の場として、平成30年度より自立支援協議会（児童部会）を活用しています。コーディネーターについては、医療的ケア児等コーディネーター研修を受講した相談支援専門員の配置を目指します。
------	---

（6）相談支援体制の充実・強化

令和5年度末までに、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所等に総合的・専門的な相談支援を実施する体制を1カ所以上整備することが求められています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとされています。

成果目標	既存の委託相談支援事業所は、総合的・専門的な相談支援を24時間365日対応できる体制となっており今後も継続した体制を維持します。
------	--

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度までに障害福祉サービスの等の質を向上させるための体制を構築するため、県の実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加や、障害自立支援支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を活用して事業所と自治体が共有する会議等の実施が求められています。

成果目標	<p>障害福祉サービスの利用者にとって真に必要なサービスが提供できるよう、障害サービス事業所に研修会への参加を促します。</p> <p>また、基幹相談支援センターでサービス利用計画案についての点検を行い自立支援協議会を活用し適切なサービス利用について協議を行う場を設けます。</p>
------	---

2 障がい福祉計画に関するサービスの見込量の確保方策

障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に基づいて提供される居宅介護、生活介護などの介護給付と、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）などの訓練等給付があります。第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画期間における障がい福祉に関するサービス等の利用実績等を踏まえ、各種サービスの見込量を以下のとおり設定し、必要なサービス料を確保します。

※個別の単位については、次のとおりです。

「人/月」・・・月間の利用人数

「時間/月」・・・月間のサービス提供時間

「人日/月」・・・「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」のサービス量

◆ 訪問系サービス

サービス	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ・サービス)	ホームヘルパーが障がいのある人などの居宅を訪問して、入浴、排せつおよび食事などの介護、調理、洗濯および掃除などのサービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者などで常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行および外出時に必要となる排せつ、食事等の援護、その他必要な支援を行います。
行動援護	知的障がい、または精神障がいなどにより、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高い人が、居宅介護など複数のサービスを包括的に受けられるサービスです。

◆ 居宅介護（ホームヘルプ・サービス）の見込量と確保方策

区 分			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	45	48	51	35	37	40	28	28	28
	サービス 利用量	時間/月	465	500	530	340	360	390	224	224	224
実績	利用者数	人/月	32	31	32	34	30	22			
	サービス 利用量	時間/月	334	323	310	297	227	176			

▼居宅介護（ホームヘルパー）については、事業所の人員不足により受け入れ先が減少しているため、人材確保に努めます。

▼重度訪問介護については利用できる事業所が無く、ニーズが無いため利用を見込んでいません。

◆行動援護の見込量と確保方策

区 分			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	1	1	1	2	3	4	1	1	1
	サービス 利用量	時間/月	10	10	10	5	10	15	10	10	10
実績	利用者数	人/月	0	1	1	0	0	0			
	サービス 利用量	時間/月	0	2	1	0	0	0			

令和2年度は実績見込

◆同行援護の見込量と確保方策

区 分			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	3	3	3	2	2	2	1	1	1
	サービス 利用量	時間/月	10	10	10	10	15	15	8	8	8
実績	利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1			
	サービス 利用量	時間/月	2	4	2	1	1	1			

令和2年度は実績見込

▼行動援護、同行援護は利用対象者が限られますが、利用したい人がいつでも利用できるよう制度の周知を行います。

▼重度障害者包括等支援については利用できる事業所が市内にはなく、ニーズも無いため見込んでいません

◆ 日中活動系・その他サービス

サービス	内 容
生活介護	施設等において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体に障がいがある人が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的又は精神に障がいがある人が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労の継続を図るため、企業や自宅を訪問し相談や指導、助言を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◆生活介護の見込量と確保方策

区 分	第4期計画			第5期計画			第6期計画			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
見込量	利用者数 人/月	150	170	170	140	140	150	135	145	145
	サービス 利用量 人日/月	2,850	3,200	3,200	2,700	2,700	2,900	2,630	2,830	2,830
実績	利用者数 人/月	133	129	136	132	130	131			
	サービス 利用量 人日/月	2,535	2,511	2,539	2,483	2,439	2,449			

令和2年度は実績見込

▼生活介護については、利用希望者の増により、5期計画期間中に1法人が定員を増やす予定で見込量を設定しましたが、定員を増やさなかったため見込量に達していません。令和2年度より1法人が施設を開設し、定員を5名増やしています。令和3年度に1法人が定員2名の増、1法人が新たな施設(定員20名)を建設予定のため見込量の増加を計上しています。65歳を超えても通い入れた事業所へ通所できるよう共生サービスの取得について事業所への働きかけを行います。

◆自立訓練（生活訓練）の見込量と確保方策

区 分			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	15	15	15	3	3	3	4	4	4
	サービス 利用量	人日/月	155	155	155	70	70	70	14	14	14
実績	利用者数	人/月	5	2	2	2	3	3			
	サービス 利用量	人日/月	87	46	46	19	10	10			

令和2年度は実績見込

▼自立訓練（生活訓練）については、4名の利用を見込んでいます。自立訓練（機能訓練）についてはニーズも無いため利用を見込んでいませんが、今後必要となった場合には、計画見直しに合わせて見込量の設定を行います。

◆就労継続支援B型の見込量と確保方策

区 分			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	155	155	155	125	125	130	130	132	132
	サービス 利用量	人日/月	2,025	2,025	2,025	2,125	2,125	2,210	2,210	2,244	2,244
実績	利用者数	人/月	118	120	123	123	128	127			
	サービス 利用量	人日/月	1,854	1,900	2,038	2,111	1,979	2,129			

令和2年度は実績見込

◆就労継続支援A型の見込量と確保方策

区 分			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	30	40	40	18	18	25	16	17	18
	サービス 利用量	人日/月	550	735	735	324	324	450	320	340	360
実績	利用者数	人/月	13	13	14	11	11	14			
	サービス 利用量	人日/月	254	264	275	225	214	275			

令和2年度は実績見込

▼就労継続支援B型については、1事業所が定員の増（2名）を予定しているため、利用者の増を見込んでいます。

▼就労継続支援A型については、利用希望者が少ないため関係機関と連携し利用希望者の把握や就労継続支援B型からA型へのステップアップを支援し利用者の確保に努めます。

◆就労移行支援の見込量と確保方策

区 分			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	1	2	2	1	1	1	2	2	2
	サービス 利用量	人日/月	23	46	46	20	20	20	30	30	30
実績	利用者数	人/月	2	3	1	1	1	2			
	サービス 利用量	人日/月	16	29	17	5	1	2			

令和2年度は実績見込

▼就労移行支援については、市内に事業所がないため利用者が少ないですが、利用希望があるため、事業所に対して市内までの送迎や市内への出張によるサービス提供を依頼し利用者の確保に努めます。

◆就労定着支援の見込量と確保方策

区 分			第5期計画			第6期計画		
			平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	0	0	0	0	1	1
	サービス 利用量	人日/月	0	0	0	0	20	20

令和2年度は実績見込

▼就労定着支援については、市内に事業所がありませんが、就労移行支援の利用者が引き続き、利用することが見込まれることから令和4年度以降に1名の利用を見込んでいます。

◆療養介護の見込量と確保方策

区 分			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	3	3	3	3	3	3	4	4	4
実績	利用者数	人/月	3	3	3	3	4	4			

令和2年度は実績見込

▼療養介護については対象者が限られるため、現状のままとしています。

◆短期入所の見込量と確保方策

区 分			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	福祉型	利用者数 人/月	25	25	25	20	20	25	20	20	20
		サービス利用量 人日/月	130	130	130	120	125	150	120	120	120
	医療型	利用者数 人/月	2	2	2	4	4	4	4	4	4
		サービス利用量 人日/月	15	15	15	28	28	28	28	28	28
実績	福祉型	利用者数 人/月	14	13	13	18	20	17			
		サービス利用量 人日/月	99	84	72	99	105	108			
	医療型	利用者数 人/月	3	3	3	4	3	4			
		サービス利用量 人日/月	16	15	18	26	18	26			

令和2年度は実績見込

- ・福祉型…障害者支援施設等への宿泊
- ・医療型…医療機関への宿泊

▼短期入所については、制度の周知を行い事業所や医療機関等の連携のもと利用者の確保に努めます。

◆ 居住系サービス

サービス	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、アパートや自宅で一人暮らしを希望する人に、アパートや自宅を定期的に訪問したり電話やメールで生活を支えるサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等、また相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

・自立生活援助については、市内に事業所が無い場合利用者を見込んでいませんが、必要となった場合には計画見直しに合わせて見込量の設定を行います。

◆共同生活援助（グループホーム）の見込量と確保方策

区 分			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	65	72	72	72	72	72	60	60	60
実績	利用者数	人/月	63	68	69	67	60	58			

令和2年度は実績見込

▼5期期間中に1法人が、共同生活援助（グループホーム）をアパート化したため、見込量が減少しています。本人や家族の希望に沿った暮らしが出来るよう計画相談事業所と連携し対応します。

◆施設入所支援の見込量と確保方策

区 分			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	62	62	62	60	60	60	51	52	52
実績	利用者数	人/月	62	60	56	54	52	50			

令和2年度は実績見込

▼5期計画の見込量と実績の差は施設入所者が、平成29年度～令和2年度かけ、10名が退所した為です。施設入所支援については、入所者が高齢化しているため、介護保険サービスへの移行について連携をとりながら途切れないサービスに繋げます。また、地域移行が可能であると思われる入所者に対しては、地域移行への支援をします。

◆ 相談支援

サービス	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対して、本人に必要なサービス内容やサービス量を考慮し、利用計画を作成します。
地域移行支援	障がい者施設等に入所している人や精神病院に入院している人に、住居の確保や地域生活移行するための活動に関する相談を行います。
地域定着支援	在宅で生活する障がい者に、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態において相談やサポートを行います。

◆ 計画相談支援の見込量と確保方策

区 分			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	78	78	78	72	72	77	75	77	77
実績	利用者数	人/月	65	57	64	74	73	74			

令和2年度は実績見込

▼計画相談支援については、自立支援協議会（計画相談部会）を活用して適正なサービス等利用計画の作成を進めます。なお、地域移行支援、地域定着支援については利用が見込まれないため見込量を設定しませんが、今後必要となった場合には、計画見直しに合わせて見込量の設定を行います。

◆ 児童福祉法による障がい児支援のサービス量確保の方策

サービス	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所など児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児につき、その施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を提供し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	児童発達支援・放課後等デイサービスなどを利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

◆ 児童発達支援の見込量及び確保施策

区 分							第1期計画		第2期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	100	100	100	74	74	74	67	67	67
	サービス 利用量	人日/月	350	350	350	273	273	273	255	255	255
実績	利用者数	人/月	71	70	75	66	74	61			
	サービス 利用量	人日/月	228	249	265	231	246	195			

令和2年度は実績見込

▼支援を必要としている児童が、適切な時期に必要なとするサービスの利用量を確保できるよう検討が必要です。

◆医療型児童発達支援の見込量及び確保施策

区 分			第1期計画				第2期計画				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	2	2	2	2	2	2	1	1	1
	サービス 利用量	人日/月	8	8	8	20	20	20	6	6	6
実績	利用者数	人/月	0	1	1	1	0	1			
	サービス 利用量	人日/月	0	2	6	8	0	4			

令和2年度は実績見込

▼市内には、このサービスを提供している事業所が無く対象者が限られるため、利用者数を1名と設定します。

◆放課後等デイサービスの見込量及び確保施策

区 分			第1期計画				第2期計画				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	20	20	20	18	18	18	21	21	21
	サービス 利用量	人日/月	150	150	150	58	58	58	76	76	76
実績	利用者数	人/月	10	10	17	26	18	30			
	サービス 利用量	人日/月	36	33	50	88	75	105			

令和2年度は実績見込

▼入学後も放課後等デイサービスの利用を希望するケースが増えており、学校教育と連携した支援が求められています。個々に応じた療育支援が提供できるよう、放課後等デイサービスの適切な給付に努めていきます。

◆保育所等訪問支援の見込量及び確保施策

区 分							第1期計画		第2期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	65	65	65	65	66	71	53	53	53
	サービス 利用量	人日/月	150	150	150	71	72	78	55	55	55
実績	利用者数	人/月	43	38	52	32	58	23			
	サービス 利用量	人日/月	79	64	58	49	59	25			

令和2年度は実績見込

▼集団の場での支援内容の充実を図ると共に保育士と連携を取りながら支援についての共通理解を行っていきます。

◆障害児相談支援の見込量及び確保施策

区 分							第1期計画		第2期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	利用者数	人/月	31	31	31	32	32	34	24	24	24
実績	利用者数	人/月	24	25	18	20	39	26			

令和2年度は実績見込

▼関係機関と連携し、本人の状態に合った障害児支援計画の作成及びモニタリングが行われるよう努めます。



4 地域生活支援事業の見込

地域生活支援事業とは、障がいのある人が、それぞれの能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する事業のことをいいます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が、日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会障壁」をなくすため、市民に対して、障がいに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行う事業です。

また、ヘルプマーク等の障がい者マークについての普及啓発を行います。

(2) 自発的活動支援

障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート※、災害対策、孤立防止策、ボランティア活動等）を支援する事業です。

NPO法人、障害サービス事業所と協力して総合相談窓口の開設や、地域資源の活用を行います。（※ピアサポート：同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある人が、体験を語り合い、回復を目指す取り組み。）

(3) 相談支援事業

障がいのある人、その家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

基幹相談支援センターが中心となり、地域包括支援センターや福祉相談支援センター、子育て世代包括支援センターと連携し、相談支援体制を強化します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がいのある人、精神障がいのある人に対して、支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難であった場合、必要な経費のすべて、または一部について補助を行います。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援を行い社会参加への支援を行います。

- ・現在の利用者は1人のため利用件数の見込は横ばいとなっています。

◆意思疎通支援事業の利用状況と見込量

区分		第4期計画			第5期計画		第6期計画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援者数	目標	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人
	実績	5人	5人	5人	5人	5人	5人	-	-	-
利用件数	目標	10件	10件	10件	12件	12件	12件	12件	12件	12件
	実績	19件	25件	17件	26件	18件	12件	-	-	-

令和2年度は実績見込

(6) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。日常生活用具に関する情報を周知するとともに、障がいの特性に合わせた適切な給付に努めます。

◆日常生活用具給付等事業の利用状況と見込量

区分		第4期計画			第5期計画		第6期計画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	目標	3件	3件	3件	3件	3件	3件	4件	4件	4件
	実績	1件	2件	3件	2件	1件	2件	-		
自立生活支援用具	目標	5件	7件	10件	5件	5件	5件	3件	3件	3件
	実績	2件	4件	1件	3件	0件	1件	-		
在宅療養等支援用具	目標	25件	30件	30件	14件	15件	15件	8件	8件	8件
	実績	9件	6件	8件	8件	9件	2件	-		
情報・意思疎通支援用具	目標	5件	5件	5件	2件	3件	3件	4件	4件	4件
	実績	3件	1件	2件	2件	6件	4件	-		
排泄管理支援用具(※)	目標	470件	480件	480件	1,200件	1,250件	1,300件	1,185件	1,220件	1,255件
	実績	910件	965件	1,000件	1,030件	1,167件	1,150件	-		
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	目標	3件	3件	3件	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	実績	0件	0件	0件	0件	0件	0件	-		

令和2年度は実績見込

(7) 地域活動支援センター事業

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の場を提供します。また、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行います。

- ・市内に1箇所事業所があり、年間120人の利用を見込んでいます。

◆地域活動支援センター事業の利用状況と見込量

区分	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	120人	120人	158人	168人	176人	120人	120人	120人	120人
	10人	10人	11人	10人	0人	0人	0人	0人	0人

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等が、社会生活上不可欠な外出および余暇活動等社会参加のための外出支援を行います。

市内に4箇所事業所がありますが、利用者数は横ばいとなっています。

令和2年度については、感染症の影響により実績見込が目標値より少なくなっています。

◆移動支援事業の利用状況と見込量

区分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	目標	45人	45人	45人	45人	45人	45人	40人	40人	40人
	実績	45人	47人	37人	34人	41人	37人	-	-	-
延時間数	目標	1,700時間	1,700時間	1,700時間	1,500時間	1,500時間	1,500時間	1,120時間	1,120時間	1,120時間
	実績	1,618時間	1,588時間	1,661時間	1,138時間	1,167時間	720時間	-	-	-

令和2年度は実績見込

(9) 訪問入浴サービス事業

家庭や通所事業所での入浴が困難な身体障がい者等に訪問入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持及び心身機能の維持を図ります。

- ・市内にサービスの提供ができる事業所はありませんが、現在2名の利用者がいます。今後も制度を周知し利用者の確保に努めます。

◆訪問入浴サービス事業の利用状況

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	目標	1人	1人	1人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	実績	1人	1人	3人	3人	2人	2人	-	-	-
年間利用延回数	実績	5回	43回	61回	39回	59回	85回	78回	78回	78回
1人当り利用回数	実績	5回	40回	21回	13回	29回	42回	39回	39回	39回

令和2年度は実績見込

(10) 日中一時支援事業

日中に監護する人が居ない障がい者等に対して活動の場を提供することにより、障がい者等の家族の就労を支援するとともに、日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

市内2箇所でサービスの提供をしています。利用者数は横ばいとなっています。

◆日中一時支援事業の利用状況と見込量

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	目標	50人	50人	50人	35人	35人	35人	31人	31人	31人
	実績	37人	33人	31人	33人	31人	30人	-	-	-
年間利用件数 (月当たりの年間 実人数)	実績	259人	238人	250人	262人	234人	226人	240人	240人	240人
実施箇所	実績	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

令和2年度は実績見込

第6章 計画の推進に向けて

1 達成状況の点検及び評価（PDCAサイクル）

令和5年度を目標とする成果目標（数値目標）と、成果目標を達成するための障害福祉サービス等の（見込量）が確保されるよう、次のとおり推進していきます。

◆ 達成状況の点検及び評価

基本指針

計画策定にあたっての基本的な考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する指標の提示する。

計画(Plan)

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービス等の見込量の設定やその他の確保方策等を定める。

改善(Act)

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認められるときは、計画の見直し等を実施する。

実行(Do)

計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

評価(Check)

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行う。

中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましい。

活動指標については、より頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。

PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、年1回点検・評価するとともに、その結果について必要があると認められるときは、計画の見直しや施策への反映を予定しています。

2 関係機関及び事業所などとの連携

本計画における障害福祉サービスによる取り組みを推進するにあたり、郡上市地域自立支援協議会において関係機関及び事業所等との連携を密にしながら計画を進めていきます。

療育に関しても、途切れのない支援の実現に向けて郡上市地域自立支援協議会を活用し、関係機関との連携・協力を図りながら推進していきます。

特に障がい者支援については、市内の障害福祉サービス事業所等が共同して運営するNPO法人を支援し、連携を密にして、中立公正な立場から障がいのある人及びその家族に対し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援を行い、本計画の基本理念である「みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち 郡上」に向けて取り組みます。

3 計画の達成状況の進行管理

障害者総合支援法において、市町村は、障害福祉計画に掲げた事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更などを行うことになっています。

成果目標については、年に1回その実績を把握し、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直しなどの措置を講じます。

なお、中間評価の際には、郡上市健康福祉推進協議会及び郡上市地域自立支援協議会の意見を聴取し進行管理を図ります。

障がい者に関するマーク

街で見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

障がい者のための
国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物・施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークは、すべての障がい者を対象としたものであり、車椅子を利用する人を限定し、使用されるものではありません。

身体障がい者標識
(障がい者マーク)



肢体不自由であることを理由に自動車運転免許に条件を付されている人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

聴覚障がい者標識
(聴覚障がい者マーク)



聴覚障がいのあることを理由に自動車運転免許に条件を付されている人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

ハート・プラスマーク



身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能等）に障がいがある人を表しています。このマークを見かけた場合は、内部障がいに対するご理解とご配慮をお願いいたします。

耳マーク



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解を招くなど社会生活上の不安が少なくありません。このマークを見かけた場合は、コミュニケーションの方法についてご配慮をお願いいたします。

視覚障がい者のための国際シンボルマーク



世界盲人会連合で1984年に制定された世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで見かけるマークです。

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークのあるトイレでは対象者の利用について、ご理解をお願いいたします。

ほじょ犬マーク



身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共施設や交通機関、デパートやホテル、レストランなどの民間施設でも補助犬が同伴できるようになりました。

障害者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに、障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい人がいます。

そうした方々が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

令和3年 月

編集・発行／郡上市健康福祉部社会福祉課

〒501-4297 郡上市八幡町島谷 228 番地

TEL 0575-67-1811

FAX 0575-67-0604

ホームページ： <http://www.city.gujo.gifu.jp/>

Eメール： syougai-fukushi@city.gujo.lg.jp